資　料　編

目　次

・資料１　茨城町防災会議条例 ……1
・資料２　茨城町災害対策本部条例 ……2
・資料３　茨城町水防協議会条例 ……3
・資料４　災害協定一覧 ……4
・資料５　指定避難所・指定緊急避難場所一覧 ……6
・資料６　茨城県防災情報ネットワークシステムの配備状況 ……7
・資料７　非常・緊急通話用指定電話の配備状況 ……7
・資料８　茨城町防災行政無線の整備状況 ……8
・資料９　茨城町消防無線の整備状況 ……9
・資料 10　学校施設等の状況 ……10
・資料 11　社会福祉施設等一覧 ……12
・資料 12　病院及び医療機関 ……15
・資料 13　土砂災害警戒区域等指定箇所 ……17
・資料 14　町有車両の状況 ……21
・資料 15　都市計画道路の決定状況　及び　都市計画公園の整備状況 ……22
・資料 16　上下水道の整備状況 ……24
・資料 17　指定文化財の状況 ……26
・資料 18　報道機関の状況 ……27
・資料 19　注意報・警報の種類と発表基準 ……28
・資料 20　気象庁震度階級 ……29
・資料 21　消防組織及び消防団の状況 ……30
・資料 22　危険物貯蔵取扱施設、水防水利及び防火対象物の状況 ……34
・資料 23　消防応援部隊一覧表 ……36
・資料 24　災害派遣部隊受け入れ場所等 ……37
・資料 25　消防情報連絡窓口 ……38
・資料 26　被害の分類認定基準 ……40
・資料 27　茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表 ……42
・資料 28　茨城県震災建築物応急危険度判定要綱 ……46
・資料 29　ハザードマップ（土砂災害・洪水） ……50
・資料 30　原子力防災対策を重点的に充実する地域の範囲 ……62
・資料 31　県の緊急被ばく医療措置の流れ ……64

資料１　　茨城町防災会議条例

（昭和 39 年 6 月 20 日
条例　　第 266 号）

〈目　　的〉

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６号の規定に基づき、茨城町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

〈所掌事務〉

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 茨城町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

〈会長及び委員〉

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(3) 茨城町警察の警察官のうちから町長が任命する者

(4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 教育長

(6) 消防長及び消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

６　前項第１号、第２号、第３号、第４号及び第７号の委員の定数は、それぞれ１人、５人、１人、７人及び１人とする。

７　第５項第７号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

〈専門委員〉

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

〈委　　任〉

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　　則

この条例は、昭和 39 年７月１日から施行する。

資料２　茨城町災害対策本部条例

（昭和 48 年 6 月 21 日
条　例　　第 26 条）
改正　平成８年３月 29 日条例第１号

〈目　　的〉

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第７項の規定に基づき、茨城町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

〈組　　織〉

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

〈部〉

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

４　部長は、部の事務を掌理する。

〈現地災害対策本部〉

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

〈雑　　則〉

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　　則

この条例は、昭和 39 年７月１日から施行する。

附　　則（平成８年条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料３　茨城町水防協議会条例

（昭和 48 年６月 21 日　条例　第 26 号）

改正　平成 19 年４月１日条例第３号

〈設　　置〉

第１条　この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第５項の規定に基づき、水防計画その他水防に開し重要な事項を調査審議するため、茨城町水防協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

〈組　　織〉

第２条　協議会は、会長１人、委員 25 人以内をもって組織する。

２　会長は町長、委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表及び学識経験のある者のうちから町長が命じ、又は委嘱する。

〈会長及び代理者〉

第３条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代行する。

〈任　　期〉

第４条　関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

２　町長が特別の理由あると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

〈招　　集〉

第５条　会長は、会議を招集し、その議長となる。

〈定員数及び表決〉

第６条　協議会は、委員の３分の１以上の出席がなければ会議を開くことができない。

２　協議会の議事は、出席議員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〈幹事及び書記〉

第７条　協議会に幹事及び書記若干名をおき、会長が命じ又は委嘱する。

２　幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

３　書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

〈委　　任〉

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮り、町長が定める。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成２年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成 17 年条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成 19 年条例第３号）

この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。

資料４　災害協定一覧

No	協定の名称	協定の相手先	締結年月日
1	災害時等の相互応援に関する協定	県内市町村	H6.4.1
2	茨城県広域消防相互応援協定	県内消防本部	H19.10.5
3	災害時における物資の供給等に関する協定書	イオンタウン水戸南 カスミフードスクエアイオンタウン水戸南店	R4.3.15
4	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23.5.27
5	災害時における資機材の供給等に関する協定書	株式会社　カネココーポレーション水戸営業所	H24.2.2
6	災害時における資機材の供給等に関する協定書	株式会社　共進サービス	H24.2.2
7	災害時における燃料の供給等に関する協定書	茨城県石油商業組合茨城支部	H24.2.2
8	災害時における応急対策活動に関する協定書	ひたち創友会	H24.2.2
9	災害時における応急対策活動に関する協定書	茨城町建設業協会	H24.2.2
10	非常災害時の炊き出し等に関する協定書	（株）東洋食品	H24.4.1
11	災害時相互応援協定	福島県大玉村・美浦村	H24.8.29
12	災害時における放送要請に関する協定書	水戸コミュニティ放送（株）	H24.9.4
13	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	いばらきコープ	H24.10.3
14	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	パルシステム茨城	H24.10.3
15	災害時等の公衆衛生及び環境安全に係る検査に関する協定	（財）茨城県薬剤師会検査センター	H25.3.4
16	災害時等の相互応援に関する協定	県内１２町村（大洗、城里、東海、大子、美浦、阿見、河内、八千代、五霞、境、利根）	H25.1.30
17	災害時相互応援協定書	廃棄物と環境を考える協議会	H25.7.12
18	災害時の緊急救援輸送に関する協定書	茨城県トラック協会水戸支部	H26.2.5
19	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書	水戸農業協同組合	H26.10.29
20	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H26.11.26
21	大規模災害等の相互応援に関する協定書	在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会	H27.3.31
22	災害時の歯科医療救護についての協定	茨城町歯科医師会 一般社団法人東西茨城歯科医師会	H27.7.23

No	協定の名称	協定の相手先	締結年月日
23	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	H27.7.23
24	災害時における法律相談業務に関する協定書	茨城県弁護士会	H27.12.3
25	災害時における放送要請に関する協定書	株式会社　茨城放送	H28.2.1
26	災害時における LP ガスの供給等に関する協定書	茨城ガスセンター協業組合	H28.2.1
27	災害時における物資提供等の協力に関する協定書	常陸森紙業株式会社	H28.2.1
28	災害時の医療救護に関する協定	茨城町、小美玉市、城里町、大洗町、一般社団法人茨城県県央医師会	H29.3.30
29	大規模水害時の相互協力に関する申し合わせ	久慈川・那珂川流域における減災対策協議会（国・茨城県、栃木県、関係自治体）28 機関	H29.3.31
30	地域貢献型電柱広告に関する協定書	東電タウンプランニング㈱ 茨城総支店	H30.3.30
31	原子力災害時における茨城町民の県内広域避難に関する協定	潮来市、神栖市	H30.7.24
32	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1.9.30
33	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社	R2.9.24
34	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	（一社）日本ムービングハウス協会	R3.6.23
35	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会	R3.8.23
36	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	日立建機日本株式会社	R3.12.16
37	災害発生・感染症等流行時における消毒液類の提供に関する協定書	明利酒類株式会社	R4.2.14

資料５　指定避難所・指定緊急避難場所一覧

No	施設名	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所				一時避難場所	建築年（耐震改修年）	新耐震基準	防災倉庫
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火災				
1	長岡小学校	長岡 3168	○	○	○	○	○		S52 (H21)	○	○
2	大戸小学校	大戸 1730-1	○	○	○	○	○		S56 (H22)	○	○
3	青葉小学校	駒場 700	○	○	○	○	○		H6	○	○
4	葵小学校	長岡 3715	○	○	○	○	○		S59	○	○
5	明光中学校	谷田部 510	○	○	○	○	○		H5	○	○
6	青葉中学校	奥谷 862	○	○	○	○	○		H3	○	○
7	旧石崎小学校	中石崎 527	○	○	○	○	○		S46	○	○
8	旧広浦小学校	下石崎 1859	○	○	○	○	○		S54	○	○
9	旧川根小学校	下飯沼 1080	○		○	○	○		S45	○	○
10	旧沼前小学校	宮ケ崎 1443	○	○	○	○	○		S56	○	○
11	旧上野合小学校	秋葉 1140-1	○	○	○	○	○		S48	○	○
12	県立茨城東高等学校	小幡 2524	○	○	○	○	○		S54 (H22)	○	
13	県立農業大学校	長岡 4070-186	○	○	○	○	○		S56 (H25)	○	
14	茨城町駒場庁舎	駒場 450	○	○	○	○	○		S51	○	○
15	中央公民館大ホール（令和５年６月 30 日まで）	小堤 1070	○		○	○	○		S49	○	
16	総合福祉センター「ゆうゆう館」	小堤 1037-1	○		○	○	○		H8	○	
17	桜の郷中央公園	桜の郷 3263-21		○	○	○	○				
18	香取地区学習等供用施設	網掛 1313-47						○			
19	大山原農村集落センター	大戸 4220						○			
20	南川又農村集落センター	南川又 482-2						○			
21	五里峰農村集落センター	小幡 119-5						○			
22	赤坂農村集落センター	奥谷 737						○			
23	秋葉公民館	秋葉 756-1						○			
24	海老沢ふるさとコミュニティセンター	海老沢 1051-1						○			
25	中山集落農事集会所	上石崎 513-49						○			
26	木部南部公民館	木部 1924-3						○			
27	小幡区民センター	小幡 2165						○			
28	上雨谷農村集落センター	上雨ケ谷 781-1						○			
29	神谷農村集落センター	神谷 215-2						○			
30	飯塚新農村集落センター	上石崎 1326-1						○			

※建築年は屋内運動場のもの（総合福祉センター「ゆうゆう館」を除く）

資料６　茨城県防災情報ネットワークシステムの配備状況

設　置　場　所		電　話　番　号
茨城町役場	総務課	8-232-8400
	政策会議室	8-232-8401
	防災ＦＡＸ	8-232-8450
茨城町消防本部	防災電話	8-610-8400
		8-610-8401
	防災ＦＡＸ	8-610-8450

資料７　非常・緊急通話用指定電話の配備状況

設　置　場　所	電　話　番　号
茨　城　町　役　場	
町　長　席	029－292－1064
保健福祉部長席	029－292－1442
総務課防災・危機管理グループ席	029－292－1110
都市建設部長席	029－292－6020
生活経済部長席	029－292－1116
道路建設課長席	029－292－1426
正 副 議 長 席	029－292－1425
茨 城 町 消 防 本 部	
通 信 指 令 台	029－292－6921
通 信 指 令 台	029－292－6922
通 信 指 令 室	029－292－1516
緊急通報システム	029－292－2051
茨　城　町　水　道　課	
事　務　室	029－292－0231
茨 城 町 立 中 学 校	
明　光中学校	029－292－5547
青　葉中学校	029－292－0433
茨 城 町 立 小 学 校	
長　岡小学校	029－292－0034
大　戸小学校	029－292－0473
青　葉小学校	029－292－0309
葵　小学校	029－292－7640

資料８　茨城町防災行政無線の整備状況

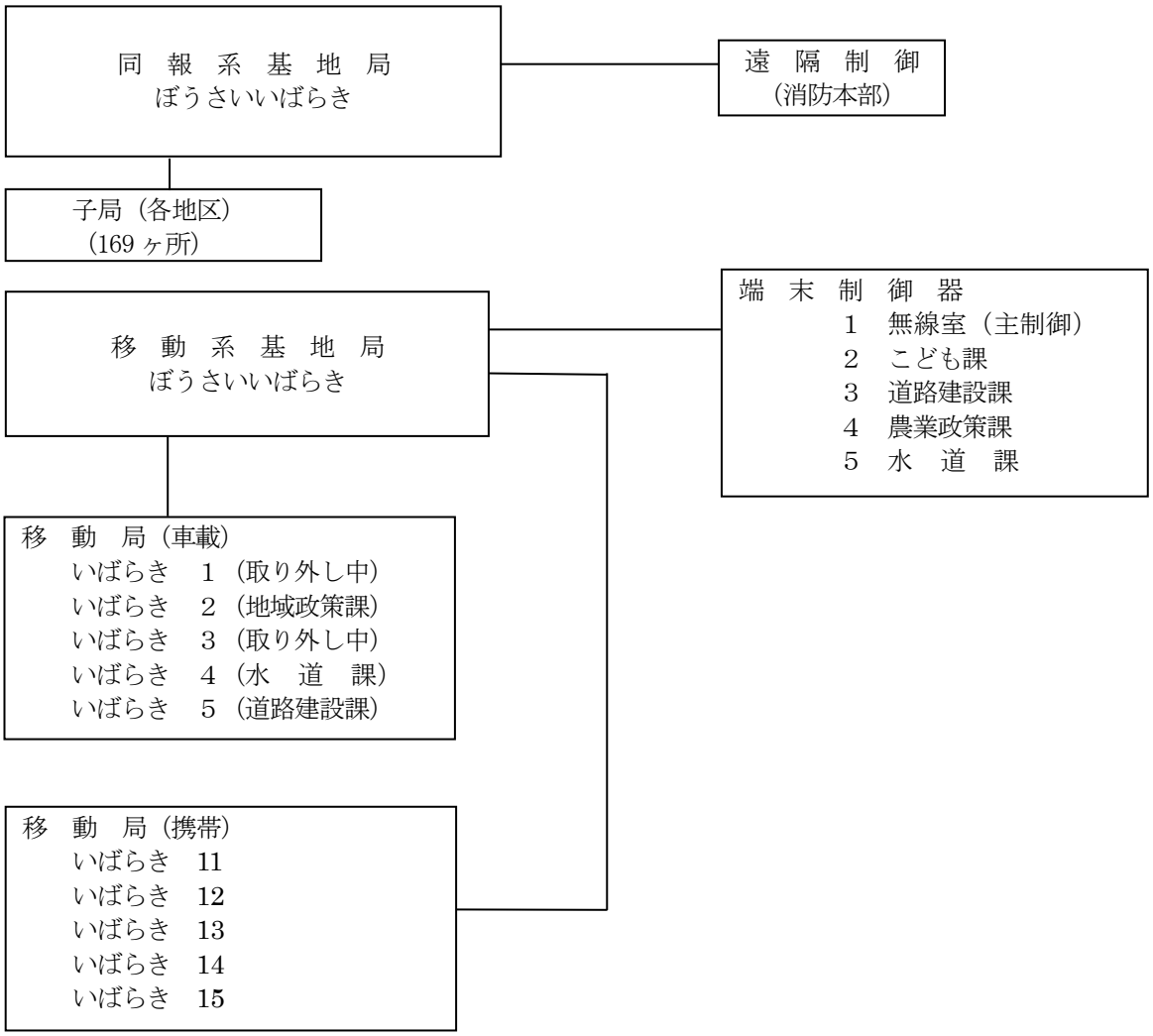

資料９　茨城町消防無線の整備状況

■消防本部

呼　出　呼　称	配置	種別	空中線電力	備考
しょうぼうえんかくいばらきまち	指令室	基地局	2.5W	消　防　本　部
いばらきまちたんく　　１	署	移動局（車載）	５W	水槽付消防車
いばらきまちぽんぷ　　１	〃	〃	〃	泡消火システム付ポンプ車
いばらきまちきゅうじょ１	〃	〃	〃	救助工作車
いばらきまちこうほう　１	本部	〃	〃	広　報　車
いばらきまちしき　　１	〃	〃	〃	指　揮　車
いばらきまちきゅうきゅう　１	署	〃	〃	救　急　車
いばらきまちきゅうきゅう　２	〃	〃	〃	救　急　車
いばらきまちきゅうきゅう　３	〃	〃	〃	救　急　車
いばらきまち　　２０１	〃	移動局（携帯）	２W	
いばらきまち　　２０２	〃	〃	〃	
いばらきまちたんく　　１０１	〃	〃	〃	
いばらきまちたんく　　１０２	〃	〃	〃	
いばらきまちぽんぷ　　１０１	〃	〃	〃	
いばらきまちきゅうじょ１０１	〃	〃	〃	
いばらきまちこうほう　１０１	本部	〃	〃	
いばらきまちしき　　１０１	〃	〃	〃	
いばらきまちきゅうきゅう１０１	署	〃	〃	
いばらきまちきゅうきゅう１０２	〃	〃	〃	
いばらきまちきゅうきゅう１０３	〃	〃	〃	
いばらきまちこてい　　１	〃	移動局	〃	指令受信用
いばらきまち　　６０１	〃	移動局（可搬）	〃	

資料 10　学校施設等の状況

1　学校施設

(1) 小学校

学　校　名	所　在　地	電話番号	運動場面積(㎡)	一般校舎面積(㎡)	屋内体育館面積 (㎡)
長　岡　小　学　校	長岡 3168	292－0042	9,187	3,611	753
大　戸　小　学　校	大戸 1730-1	292－0100	11,832	2,654	795
青　葉　小　学　校	駒場 700	292－0309	13,680	5,234	1,611
葵　小　学　校	長岡 3715	292－7213	10,621	3,254	798

(2) 中学校

学　校　名	所　在　地	電話番号	運動場面積(㎡)	一般校舎面積(㎡)	屋内体育館面積 (㎡)
明　光　中　学　校	谷田部 510	292－0154	23,097	6,624	1,404
青　葉　中　学　校	奥谷 862	292－0222	16,040	5,722	1,253

(3) 幼稚園

	園　名	所　在　地	電話番号	敷地面積(㎡)	園舎面積(㎡)
公立	大　戸　幼　稚　園	大戸 1893	292－8358	3,111	342

(4) 保育園

	園　名	所　在　地	電話番号	敷地面積 (㎡)	園舎面積 (㎡)
私立	ふ　じ　保　育　園	長岡 3480-32	292－6655	624	806
	ひ　ぬ　ま　保　育　園	長岡 3652-22	292－2084	1,535	613
	ウ　ィ　ス　テ　リ　ア　ナ　ー　サ　リ　ー　ス　ク　ー　ル	桜の郷 231-8	303－6311	2,793.04	845.98

(5) 認定こども園

	園　名	所　在　地	電話番号	敷地面積(㎡)	園舎面積(㎡)
公立	長　岡　幼　稚　園	長岡 3168	292－4019	1,695	831
	沼　前　幼　稚　園	宮ケ崎 1443	293－9209	7,699	512
私立	飯　沼　こ　ど　も　園	上飯沼 1276-1	292－6868	680	375
	さ　く　ら　こ　ど　も　園	小幡 2162-3	291－0007	2,841	935.83
	い　ば　ら　き　中　央　認　定　こ　ど　も　園	小堤 990	292－1207	3,737.92	635.07
	い　ば　ら　き　幼　稚　園	小堤 970－8	292－0162	1,235	456
	ま　さ　み　幼　稚　園	中石崎 852	293－7111	1,355	1,263

(6) 高等学校

学　校　名	所　在　地	電話番号	運動場面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	屋内体育館面積 (㎡)
茨城東高等学校	小幡 2524	292-6245	34,562	5,863	34,562

(7) 各種教育施設

名　　称	所　在　地	電話番号	運動場面積（㎡）	校舎面積（㎡）	体育館面積（㎡）	建築構造
県立警察学校	上石崎 4667－4	293-7250	14,380	4,245	981	耐火構造
県立消防学校	長岡 4068	292-5981	15,200	1,509	1,239	耐火構造
県立農業大学校	長岡 4070－186	293-0010	12,000	3,566	1,010	耐火構造

(8) 社会教育施設

名　　称	所　在　地	電話番号	建物面積（㎡）	建　築　構　造
中央公民館大ホール	小提 1070	240-7122	1,047	耐火構造

(9) その他の施設

名　　称	所　在　地	電話番号	建物面積（㎡）	建 築 構 造
茨城県自動車運転免許試験場	長岡 3783-3	293-8811	4,262	耐火構造
茨城県工業技術センター	長岡 3781-1	293-7213	3,452	耐火構造

資料 11　社会福祉施設等一覧

名　　称	設置主体	所　在　地	電話番号	認可年月日	種　　別
ふじ保育園	(福)藤会	長岡 3480-34	029(292)6655	S51.4.1	保育所
ひぬま保育園	(福)桜美会	長岡 3652-22	029(292)2084	S55.3.31	保育所
ウィステリア　ナーサリースクール	(福)藤会	桜の郷 231-8	029(303)6311	H20.3.31	保育所
認定こども園　飯沼こども園	(福)東明会	上飯沼 1276－1	029(292)6868	H27.4.1	幼保連携型認定こども園
認定こども園　さくらこども園	(福)秀桜会	小幡 2162－3	029(219)0007	H27.4.1	幼保連携型認定こども園
いばらき中央認定こども園	(学)益水学園	小堤 990	029(292)1207	H27.4.1	幼保連携型認定こども園
認定こども園　いばらき幼稚園	(学)益水学園	駒場 491-1	029(292)0162	H27.4.1	幼保連携型認定こども園
認定こども園　まさみ幼稚園	(学)田村学園	中石崎 852	029(293)7111	S40.3	幼保連携型認定こども園
石崎学園	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)8787	S24.4.1	児童養護施設
樹学園	(福)つつみ会	小幡 2765－4	029(219)0315	H21.4.1	児童養護施設
涸沼キッズ	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)7401	H24.4.1	障害児通所施設
					障害児通所施設
				H30.4.1	障害児通所施設
ニューライフ三浦　リハビリ児童デイサービス　長岡	㈱ニューライフ三浦	長岡 1765	029(291)5500	H29.3.1	障害児通所施設
					障害児通所施設
〃　　２号店	㈱ニューライフ三浦	長岡 4347-4	029(240)7703	R2.4.1	障害児通所施設
					障害児通所施設
涸沼学園	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)7401	S40.11.1	障害児入所施設
はたらくガッツ村　スイーツ工房	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)7401	H31.4.1	障害福祉サービス事業
（福）茨城町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所カルム	(福)茨城町社会福祉協議会	小堤 1037-1	029(292)7141	H23.4.1	障害福祉サービス事業
ネットワーク	(NPO)アースカラー	上石崎 4614-5	029(291)0008	H23.5.1	障害福祉サービス事業
デイサービス　あいの家	(福)梅の里	小幡 2766-36	029(292)8228	H23.7.1	障害福祉サービス事業
ネットワーク	(NPO)アースカラー	上石崎 4614-5	029(291)0008	H26.5.1	障害福祉サービス事業
報恩会グループホームすだち荘	(財)報恩会	上石崎 4698	029(293)7155	H18.10.1	共同生活援助
ケアホームあいの家	(福)梅の里	小幡 2765-61	029(291)2150	H26.4.1	共同生活援助
Castle	(株)ＡＱＵＡ	長岡 4345-8	029(828)8518	H30.10.1	共同生活援助
希望のさくら	(福)梅の里	小幡 2765-61	029(303)6997	R2.4.1	共同生活援助

名　　称	設置主体	所　在　地	電話番号	認可年月日	種　　別
涸沼学園集まれガッツ村	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)7401	H20.4.1	障害者支援施設
あいの家	(福)梅の里	小幡 2766-37	029(292)8228	H20.4.1	障害者支援施設
障害者支援施設 ひぬま荘	(福)梅寿会	下石崎字 2837-1	029（240） 8755	H24.11.1	障害者支援施設
ときわ木園	(福)明秀会	若宮 393-6	029(293)6617	H5.9.3	特別養護老人ホーム
けやき園	(福)清常会	下座 755	029(219)1230	H15.2.1	特別養護老人ホーム
桜の郷元気	(福)泰仁会	桜の郷 231-7	029(292)3900	H16.11.1	特別養護老人ホーム
みどりの杜	(福)つつみ会	小幡 2765-4	029(219)0310	H20.7.14	特別養護老人ホーム
おあしす	(福)大茨会	小幡 18-1	029(240)7811	H11.10.1	軽費老人ホーム
デイサービスセンター　ときわ木園	(福)明秀会	若宮 393-6	029(293)6617	H 5.10.1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
デイサービス　桜の郷　元気	(福)泰仁会	桜の郷 231-7	029(292)3900	H16.11. 1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
デイサービスセンターウィステリア倶楽部	(福)親愛会	前田 1707-349	029(240)7880	H17. 5. 9	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
ケアサポート桜ヶ丘	(株)トラスト	小堤 349-1	029(219)0155	H27.1. 1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
デイサービスセンターつつじ	(有)美野里メディカルサービス	上飯沼 2-281	029(350)1616	H28.2.16	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
ケアステーションあさひ茨城町桜の郷	株式会社　ヴァティー	桜の郷 620-19	029(240)7191	H30.8.1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
（福）茨城町社会福祉協議会指定通所介護事業所	（福）茨城町社会福祉協議会	小堤 1037-1	029(292)6179	H28.4.1	老人デイサービスセンター (地域密着型通所介護事業所)
茨城町地域包括支援センター	（福）茨城町社会福祉協議会	小堤 1037-1	029(292)8577	H19.4.1	地域包括支援センター
茨城町総合福祉センター 「ゆうゆう館」	茨城町	小堤 1037-1	029(240)7129	H8.11.1	老人福祉センター
グループホーム大樹	(有)大樹	越安 1993	029(291)1717	H15.7.23	認知症高齢者グループホーム
グループホームつつじ	(有)美野里メディカルサービス	上飯沼 2-278	029(240)7351	H15.9.16	認知症高齢者グループホーム
グループホームニューライフ三浦	(株)ニューライフ三浦	長岡 4347-4	029(240)7703	H16.7.20	認知症高齢者グループホーム
グループホームウィステリア倶楽部	(福)親愛会	前田 1707-349	029(240)7880	H17.4.11	認知症高齢者グループホーム
グループホームさくらの里	(株)SAWA	小幡 1316-18	029(219)1188	H17.11.1	認知症高齢者グループホーム
グループホームほほえみ	(有)さくら園	奥谷 2165	029(219)0700	H19.1.13	認知症高齢者グループホーム
グループホームゆい	(有)幸や	上雨ヶ谷 548	029(219)1122	H19.3.13	認知症高齢者グループホーム
スマイルタウン	(株)スマイルタウン	長岡 3968-2	029(292)6511	H19.4.17	認知症高齢者グループホーム

名　　称	設置主体	所　在　地	電話番号	認可年月日	種　　別
グループホームひぬまの杜	㈱セントメディケア	中石崎 1055	029(240)8321	H19.12.21	認知症高齢者グループホーム
グループホームひぬま	㈱セントメディケア	中石崎 159-1	029(240)8117	H31.4.1	認知症高齢者グループホーム
グランドホームとんぼ	(福)親愛会	中石崎 2651-1	029(240)8383	H18.7.7	有料老人ホーム
ふるさとホーム茨城町桜の郷	(株)ヴァティー	桜の郷 620-19	029(240)7191	H30.8.1	サービス付き高齢者向け住宅
エバーグリーン	(医)明保会	若宮 393-1	029(293)9460	H5.2.26	介護老人保健施設
レイクヒルひぬま	(医)清真会	下石崎 2324	029(240)8120	H11.9.17	介護老人保健施設
桜の郷　敬愛の杜	(福)愛の会	桜の郷 1000-2	029(353)6581	H24.7.6	介護老人保健施設
葵の園・水戸	(医)晴生会	桜の郷 231-6	029(219)0321	H28.9.1	介護老人保健施設
桜の郷　敬愛の杜	(福)愛の会	桜の郷 1000-2	029(353)6581	H24.7.6	介護老人保健施設
訪問看護ステーションいしざき	(公財)報恩会	上石崎 4698	029(293)7155	H12.12.12	訪問看護ステーション
訪問看護ステーションこづる	(医)いばらき会	小鶴 127-1	029(291)1220	H16.3.1	訪問看護ステーション
在宅看護センター和音	(一社) ハーモニーナース	前田 1707-360	029(303)8780	H28.4.1	訪問看護ステーション
(株)ニューライフ三浦訪問看護ステーション	㈱ニューライフ三浦	長岡 4347-4	029(240)7703	H28.6.1	訪問看護ステーション
発達障害者支援センター「あい」	(福)梅の里	小幡 2766-37	029(219)1222	H24.4.1	発達障害者支援センター

資料 12　病院及び医療機関

１　病院

名　　称	所 在 地	電　　話	許可病床	救急告示病院
独立行政法人国立病院機構　水戸医療センター	桜の郷 280	029-240-7711 029-240-7788	一般 500	○
公益財団法人報恩会石崎病院	上石崎 4698	029-293-7155 029-293-6062	精神 244 療養 47	

２　一般診療所

名　　称	所 在 地	電　　話
井出整形外科内科クリニック	小堤 1144-1	029-219-2556
いばらき診療所こづる	小鶴 127-1	029-291-0055
宇佐神クリニック	長岡 3652-306	029-219-0033
緒方内科循環器クリニック	長岡 3091-2	029-303-7812
きむら内科クリニック	前田 675	029-246-6464
桜の郷クリニック	桜の郷 1400-5	029-291-1555
高山小児科涸沼医院	中石崎 217-12	029-293-7558
ひぬま皮フ科	中石崎 2662-4	029-353-8899
堀越医院	長岡 3317-22	029-292-3361
谷口内科医院	上石崎 4230-2	029-293-7531
脳神経外科ブレインピア桜ヶ丘	奥谷 1076	029-292-1251

３　近隣の第２次・第３次医療機関の状況

（1）第２次

名　　称	所 在 地	電　　話
水戸赤十字病院	水戸市三の丸 3-12-48	029-221-5177
国家公務員共済組合連合会　水府病院	水戸市赤塚 1-1	029-309-5000
医療法人財団古宿会　水戸中央病院	水戸市六反田町 1136-1	029-309-8600
総合病院　水戸協同病院	水戸市宮町 3-2-7	029-231-2371
医療法人　誠潤会水戸病院	水戸市袴塚 3 丁目 2787 番 9	029-353-7077
茨城県立中央病院	笠間市鯉淵 6528	0296-77-1121
独立行政法人国立病院機構　茨城東病院	那珂郡東海村大字照沼 825	029-282-1151
大洗海岸病院	東茨城郡大洗町大貫町 915	029-267-2191
医療法人桜丘会　水戸ブレインハートセンター	水戸市青柳町 4028	029-222-7007
北友会　勝田病院	ひたちなか市津田関場 1895	029-273-0024
医療法人東湖会　鉾田病院	鉾田市安房 1650-2	0291-32-3313
小美玉市医療センター	小美玉市中延 651-2	0299-58-2711
医療法人三尚会　高須病院	鉾田市鉾田 2570	0291-33-2131
公益社団法人地域医療振興協会　石岡第一病院	石岡市東府中 1-7	0299-22-5151
石岡循環器科脳神経外科病院	小美玉市栗又四ヶ 1768-29	0299-58-5211
山王台病院	石岡市東石岡 4-1-38	0299-26-3130

（2）第３次

名　　称	所 在 地	電　　話
独立行政法人国立病院機構　水戸医療センター	桜の郷 280	029-240-7711
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	029-254-5151

資料 13　土砂災害警戒区域等指定箇所

■土砂災害（特別）警戒区域

No	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
1	302-Ⅰ-001	弥地屋敷	長岡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
2	302-Ⅰ-002	東永寺-1	上石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
3	302-Ⅰ-003	東永寺-3	上石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
4	302-Ⅰ-004	東永寺-4	上石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
5	302-Ⅰ-005	親沢-1	中石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
6	302-Ⅰ-006	親沢-2	中石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
7	302-Ⅰ-007	下石崎	下石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
8	302-Ⅰ-008	小足	下石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
9	302-Ⅰ-009	裂山	下石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
10	302-Ⅰ-010	との山	下石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
11	302-Ⅰ-011	宿内	奥谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
12	302-Ⅰ-012	八沢	小堤	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
13	302-Ⅰ-013	牛小路	小堤	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
14	302-Ⅰ-014	南島田	南島田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
15	302-Ⅰ-015	馬廻し	海老沢	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
16	302-Ⅰ-016	御料	海老沢	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
17	302-Ⅰ-017	向山-1	宮ヶ崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日

No	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
18	302-Ⅰ-018	向山-2	宮ヶ崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
19	302-Ⅰ-019	蕎麦原	蕎麦原	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
20	302-Ⅰ-020	タリ	南栗崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
21	302-Ⅰ-021	塙	蕎麦原	急傾斜地の崩壊	○	－	平成21年3月12日
22	302-Ⅰ-022	向山	奥谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
23	302-Ⅰ-023	行人台	小鶴	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
24	302-Ⅰ-024	猿久保	長岡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
25	302-Ⅰ-025	霜下	長岡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
26	302-Ⅰ-026	矢連	小幡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
27	302-Ⅰ-027	宿1	神宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
28	302-Ⅰ-028	杉下	鳥羽田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
29	302-Ⅰ-029	東山	生井沢	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
30	302-Ⅰ-030	上宿	網掛	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
31	302-Ⅰ-031	カヤオロシ	中石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
32	302-Ⅰ-032	南ソワ山	中石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
33	302-Ⅰ-033	神宮寺	長岡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
34	302-Ⅰ-034	スワ山	中石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
35	302-Ⅰ-035	阿弥田堂	奥谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日
36	302-Ⅰ-036	堀ノ内	長岡	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年3月12日

No	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
37	302-Ⅱ-001	駒渡	駒渡	急傾斜地の崩壊	○	－	平成 25 年 6 月 27 日
38	302-Ⅱ-002	山下 A	南川又	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
39	302-Ⅱ-006	南島田	南島田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
40	302-Ⅱ-007	東永寺	上石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
41	302-Ⅱ-009	小浦	下石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
42	302-Ⅱ-010	清水 B	南川又	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
43	302-Ⅱ-011	宮脇	上石崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日

■急傾斜地崩壊危険区域

箇所番号	箇所分類 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全人家戸数
				大字	小字				
302-Ⅰ-001	Ⅰ	自然斜面	弥地屋敷	長岡	弥地屋敷	90	45	8	0
302-Ⅰ-002	Ⅰ	自然斜面	東永寺－１	上石崎	東永寺	390	40	15	11
302-Ⅰ-003	Ⅰ	自然斜面	東永寺－３	上石崎	東永寺	170	40	8	7
302-Ⅰ-004	Ⅰ	自然斜面	東永寺－４	上石崎	東永寺	250	35	16	11
302-Ⅰ-005	Ⅰ	自然斜面	親沢－１	中石崎	親沢	40	40	10	0
302-Ⅰ-006	Ⅰ	自然斜面	親沢－２	中石崎	親沢	150	40	16	7
302-Ⅰ-007	Ⅰ	自然斜面	下石崎	下岩崎	巳しの巣	110	50	15	0
302-Ⅰ-008	Ⅰ	自然斜面	小足	下石崎	小足	250	40	15	9
302-Ⅰ-009	Ⅰ	自然斜面	作山	下石崎	作山	230	55	15	13
302-Ⅰ-010	Ⅰ	自然斜面	前谷	下石崎	前谷	180	35	14	7
302-Ⅰ-011	Ⅰ	自然斜面	宿内	奥谷	宿内	150	45	8	6
302-Ⅰ-012	Ⅰ	自然斜面	八沢	小堤	谷沢	80	40	9	0
302-Ⅰ-013	Ⅰ	自然斜面	牛小路	小堤	牛小路	100	70	10	8
302-Ⅰ-014	Ⅰ	自然斜面	南島田	南島田	天古崎	130	35	9	5
302-Ⅰ-015	Ⅰ	自然斜面	馬廻し	海老沢	馬廻し	500	50	20	44
302-Ⅰ-016	Ⅰ	自然斜面	五稜	海老沢	御稜	100	50	5	6
302-Ⅰ-017	Ⅰ	自然斜面	金子立－１	宮ヶ崎	金子立	120	45	7	5
302-Ⅰ-018	Ⅰ	自然斜面	金子立－２	宮ヶ崎	金子立	40	45	10	0
302-Ⅰ-019	Ⅰ	自然斜面	蕎麦原	蕎麦原		120	30	5	5
302-Ⅰ-020	Ⅰ	自然斜面	タリ	南栗崎	タリ	380	50	7	6
302-Ⅰ-021	Ⅰ	自然斜面	后神田	蕎麦原	后神田	380	70	5	8
302-Ⅰ-022	Ⅰ	自然斜面	向山	奥谷	向山	350	45	12	0
302-Ⅰ-023	Ⅰ	自然斜面	坂下	小鶴	坂下	180	30	10	8
302-Ⅰ-024	Ⅰ	自然斜面	猿久保	長岡	猿久保	90	30	5	6
302-Ⅰ-025	Ⅰ	自然斜面	霜の下	長岡	霜の下	180	50	7	5
302-Ⅰ-026	Ⅰ	自然斜面	古宿	小幡	古宿	30	40	6	0

箇所番号	箇所分類 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全人家戸数
				大字	小字				
302-Ⅰ-027	Ⅰ	自然斜面	宿1	神宿	宿	750	45	8	20
302-Ⅰ-028	Ⅰ	自然斜面	杉下	鳥羽田	杉下	420	60	7	8
302-Ⅰ-029	Ⅰ	自然斜面	東山	生井沢	東山	30	45	8	7
302-Ⅰ-030	Ⅰ	自然斜面	上宿	網掛	神宿	360	45	9	5
302-Ⅰ-031	Ⅰ	自然斜面	カヤオロシ	中石崎	カヤオロシ	70	50	15	6
302-Ⅰ-032	Ⅰ	自然斜面	南ソワ山	中石崎	南ソワ山	250	30	15	5
302-Ⅰ-033	Ⅰ	人工斜面	井戸坂	長岡	井戸坂	150	30	16	11
302-Ⅰ-034	Ⅰ	人工斜面	ソワ山	中石崎	ソワ山	100	40	15	1
302-Ⅰ-035	Ⅰ	人工斜面	阿弥田堂	奥谷	阿弥陀堂	80	70	8	5
302-Ⅰ-036	Ⅰ	人工斜面	堀ノ内	長岡	堀ノ内	210	45	8	2
302-Ⅱ-001	Ⅱ	自然斜面	駒渡	駒渡		70	45	5	4
302-Ⅱ-002	Ⅱ	自然斜面	山下Ａ	南川又	山下	310	50	10	4
302-Ⅱ-003	Ⅱ	自然斜面	清水Ａ	南川又	清水町	80	30	8	4
302-Ⅱ-004	Ⅱ	自然斜面	木戸	大戸	木戸	120	50	15	4
302-Ⅱ-005	Ⅱ	自然斜面	堂下	馬渡	堂下	40	30	13	3
302-Ⅱ-006	Ⅱ	自然斜面	南島田	南島田		100	50	7	3
302-Ⅱ-007	Ⅱ	自然斜面	東永寺	上石崎	東永寺	100	30	12	3
302-Ⅱ-008	Ⅱ	自然斜面	ソワ山	中石崎	ソワ山	170	30	10	4
302-Ⅱ-009	Ⅱ	自然斜面	小浦	下石崎	小浦	150	60	7	4
302-Ⅱ-010	Ⅱ	自然斜面	清水Ｂ	南川又	清水	130	45	9	3
302-Ⅱ-011	Ⅱ	自然斜面	宮脇	上石崎	宮脇	70	50	10	3
302-Ⅲ-001	Ⅲ	自然斜面	下石崎	下石崎		100	42	20	

資料 14　町有車両の状況

令和３年４月１日現在

課名＼種別		連絡車				貨物車		特殊車両		消防車	二輪車	バス	計
		普通乗用	小型乗用	ライトバン	軽四輪	小型	普通	自動車	作業車				
町長公室	秘書広聴課	2	1		3								6
	地域政策課	2											2
総務部	総務課			1							2		3
	財政課	4	2	1	6	1						1	15
	税務課				2								2
保健福祉部	社会福祉課		1	1	1								3
	長寿福祉課			1	2								3
	こども課		1										1
	健康増進課		1		3							1	5
生活経済部	農業政策課		1	1	2								4
	商工観光課			2	1						1		4
	町民課				1								1
	みどり環境課			1	2								3
都市建設部	道路建設課		1	1	2	2		4	1				11
	都市整備課			1	1								2
	下水道課			3									3
	水道課		1	1	3	2		1					8
教育委員会	学校教育課	1	2		2								5
	生涯学習課				5	1					2		8
	給食調理場				2								2
議会事務局		1											1
農業委員会					1								1
消防本部		2		1	1				1	28			33
計		12	11	15	40	6	0	5	2	28	5	2	126

資料 15　都市計画道路の決定状況　及び　都市計画公園の整備状況

１　都市計画道路の決定状況

令和３年３月 31 日現在

No.	路線番号	路線名	幅員	延長	起点	終点	改良済率	舗装済率
1	1･3･1	常陸那珂港 茨城線	23.5m	810m (18,490)	ひたちなか市 阿字ケ浦町字沢田	長岡字矢頭	100%	100%
2	1･3･2	北関東 横断道路	23.5m	8,510m (9,260)	長岡字矢頭	南川又字後原	100%	100%
3	1･3･3	鉾田・茨城線	23.5m	8,860m	鳥羽田字防子山	小鶴字遠原	100%	0%
4	3･2･172	紅葉・鳥羽田線	30 m	1,410m	生井沢字下原、 鉾田町大字紅葉字灰原久保	鳥羽田字三角山	0%	100%
5	3･3･88	小幡・矢頭線	25 m	9,800m	小幡字南表	長岡字矢頭	28.9%	100%
6	3･3･93	長岡・東原線	27 m	900m	長岡字大連寺	前田字巾木免	0%	100%
7	3･4･90	長岡・中山線	17 m	2,370m	長岡字大連寺	上石崎字原	0%	100%
8	3･4･92	東原・矢頭線	12 m	1,470m	前田字東原	長岡字矢頭	100%	100%
9	3･4･116	小幡・木部線	16 m	2,520m	小幡字南表	上飯沼字仲野場、 木部字御林東字三百久保	0%	100%
10	3･4･117	上飯沼・河和田線	16 m	5,320m (11,600)	上飯沼字仲野場、 木部字御林東字三百久保	水戸市河和田町 字中道	46.0%	100%
11	3･3･173	小鶴・南川又線	27 m	6,220m	小鶴字縄下田	南川又字離山	52.3%	52.3%
12	3･5･89	奥谷・長岡線	12 m	3,300m	奥谷字上成沢	長岡字山の上	0%	100%
13	3･5･91	桜丘・小堤線	12 m	1,300m	奥谷字諏訪神	小堤字薬師後	100%	100%
14	3･4･185	前田常井線	18 m	5,060m	前田字谷田内	常井字北遠原	100%	100%
15	3･4･186	常井大戸線	17 m	1,350m	常井字近藤前	大戸字二重堀道東	100%	100%
16	3･4･187	下郷大山原線	17 m	1,420m	大戸字桜	大戸字二重堀	66.9%	100%
17	3･4･188	桜の郷中央通り線	17 m	1,000m	大字近藤宮附	大戸字原ノ前	100%	100%

２　都市計画公園等の状況

令和３年３月 31 日現在

No.	名称	位置	面積 (㎡)	計画面積 (ha)	種別	市街・ 調整区域	開設年月日
1	茨城町運動公園	茨城町大字越安 1397 外	88,207	9.00	地区	調整	S56.6.1
2	奥谷公園	茨城町大字奥谷 1 外	18,117		近隣	調整	H6.4.13
3	長岡公園	茨城町大字長岡 166-1,166-2	2,426		街区	市街化	H7.4.14
4	桜の郷中央公園	茨城町桜の郷 3263-21 外	18,318	2.00	近隣	市街化	H26.5.1
5	桜の郷みなみ台公園	茨城町桜の郷 3124-61,-70,-151	2,500		街区	市街化	H22.4.1

No.	名称	位置	面積 (㎡)	計画面積 (ha)	種別	市街・ 調整区域	開設年月日
6	桜の郷ひがし台公園	茨城町桜の郷 3337-4 外	2,500		街区	市街化	H28.9.16
7	桜の郷ひがし台第二公園	茨城町桜の郷 1997-5	2,128		街区	市街化	H29.12.1
8	桜の郷ふれあい広場	茨城町桜の郷 4548-1 外	3,270		街区	市街化	R3.3.15
合　　計			137,466	11.00			

資料 16　上下水道の整備状況

１　上水道の配水状況等（町給水区域）

事　　項		平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
行政区域内人口（人）		32,483	32,154	31,856
給水区域内人口（人）		31,830	31,501	31,203
給水人口（人）		28,151	27,758	27,433
普及率（%）		88.4	88.1	87.9
配水量	年間（㎥）	3,169,163	3,281,097	3,375,266
	１日平均（㎥）	9,756	8,965	9,247
有収水量	年間（㎥）	3,008,622	2,814,725	2,859,520
	１日平均（㎥）	8,243	7,691	7,834
有収率（%）		89.0	85.8	84.7
１日最大配水量（㎥）		11,129	10,443	10,250
最大稼働率（%）		68.5	64.3	63.1
１人当１日平均給水量（ℓ）		321	323	337
施設利用率（%）		60.1	55.2	56.9
取水能力（㎥）		13,480	13,480	13,480
配水能力（㎥）		16,245	16,245	16,245
導送配水管延長（m）		467,560	468,370	470,490

２　上水道施設等の状況

施設名称	所在地	合計面積（㎡）
北部浄水場	茨城町長岡 3924－2、3924－3	6941.00
南部浄水場	茨城町駒場 1284－1、1,284－2	1617.18
大戸配水場	茨城町大戸 2745－4、2747－3	1031.93
南部中継場	茨城町下座 732－6	1450.93

３　下水道の状況　　（令和３年４月現在）

区分	事業認可済 面積・人口	区域の概略
公共下水道	汚水　420.3ha （長岡・小鶴・奥谷・小提・桜の郷・大戸・前田・谷田部）　8,965 人 雨水 74.45ha （小鶴・桜の郷）	市街化区域を含め周辺の主要な集落を包括(長岡・前田・谷田部・小鶴・大戸・奥谷・小提・桜の郷等)
農業集落排水	汚水　317.9ha （飯沼地区・下石崎地区・涸沼南地区・逆川地区）　7,240 人	公共下水道整備区域以外の農業振興区域の農業集落(飯沼･上飯沼･下飯沼･長洲･遠西･台･後谷･前谷･海老沢･宮ヶ崎･網掛･増山･坂東･鳥羽田･城之内)

４　下水道施設等の状況

施　設　名　称	所　　在　　地
茨城町浄化センター	茨城町長岡 4898－1
小鶴排水機場	茨城町長岡 2527－1
小堤排水機場	茨城町小堤 1035
茨城中央工業団地専用水処理センター	茨城町中央工業団地 5－11
飯沼地区農業集落排水処理施設	茨城町上飯沼 372
下石崎地区農業集落排水処理施設	茨城町下石崎 3540
涸沼南地区農業集落排水処理施設	茨城町宮ケ崎 339
逆川地区農業集落排水処理施設	茨城町鳥羽田 1846

資料 17　指定文化財の状況

No.	区分	種　　類	名　　称	所在地	管理者	指定年月日
1	国	彫　　刻	木造阿弥陀如来坐像	鳥羽田 656(円福寺)	円福寺	T 4. 8.10
2	国	天然記念物	大戸のサクラ	大戸 1539	町教育委員会	S 7. 7.23
3	国	史　　跡	小幡北山埴輪製作遺跡	小幡 2735-45 ほか	町教育委員会	H 4. 1.21
4	県	名　　勝	広　浦	下石崎 1651 ほか	茨城町	S 9.11.30
5	県	名　　勝	親　沢	上石崎 4144-4 ほか	茨城町	S 9.11.30
6	県	彫　　刻	木造阿弥陀如来三尊像	鳥羽田 656(円福寺)	円福寺	S37.10.24
7	県	絵　　画	絹本著色阿弥陀如来象	鳥羽田 656(円福寺)	円福寺	S37.10.24
8	県	彫　　刻	木造阿弥陀如来立像	下座 628(阿弥陀堂)	下座区	S42.11.24
9	県	建　造　物	木村家住宅	長岡 229-1	木村　睦	H26. 1.27
10	町	天然記念物	神塚神社の椎の木	下石崎 2890(神塚神社境内)	神塚神社、氏子総代	S43. 8.21
11	町	民俗資料	石造道標地蔵尊	下石崎(神塚神社境内)	氏子総代	S44. 2.27
12	町	史　　跡	飯沼城跡	上飯沼 926(福性寺境内)	福性寺	S45. 1.12
13	町	史　　跡	勘十郎堀跡	城之内ほか	町教育委員会	S45. 1.12
14	町	史　　跡	小幡城跡	小幡 1920 ほか	町教育委員会	S45. 1.12
15	町	彫　　刻	勝軍地蔵	小幡(愛宕神社)	愛宕神社、氏子総代	S45. 1.12
16	町	建　造　物	穢跡金剛尊天堂	下土師 1343(慈雲寺境内)	慈雲寺	S46. 4.16
17	町	彫　　刻	木造阿弥陀如来坐像	小幡 1302(法円寺本堂内)	法円寺	S46. 4.16
18	町	天然記念物	ギンタイカタハダアズマネザサ	下土師	下土師区	S46. 4.16
19	町	考古資料	有角石斧	駒場 450	町教育委員会	S46. 4.17
20	町	考古資料	墨書土器	駒場 450	町教育委員会	S46. 4.17
21	町	考古資料	有頭石棒	越安	萩谷　操	S46. 4.17
22	町	彫　　刻	阿弥陀如来三尊板碑	上飯沼 926(福性寺境内)	福性寺	S46. 4.17
23	町	彫　　刻	穢跡金剛尊立像	下土師 1343(慈雲寺境内)	慈雲寺	S46. 4.17
24	町	無形民俗文化財	ひょっとこ囃子	小幡(小幡八坂神社)	小幡ひょっとこ囃子保存会	S46. 9.16
25	町	天然記念物	ヒヌマイトトンボ	涸沼沿岸	町教育委員会	S46. 9.16
26	町	史　　跡	水戸浪士の毛塚	長岡 1227(楠公社境内)	長岡区	S49. 9.14
27	町	天然記念物	イチョウ	野曽 879(鹿島神社境内)	鹿島神社氏子総代	S51. 1.16
28	町	史　　跡	宝塚古墳	野曽 886-1	町教育委員会	S51. 1.16
29	町	書　　跡	海老沢佐日出家文書	南島田 225	海老沢佐日出	S52. 5.16
30	町	彫　　刻	木造如来形像(伝薬師如来)	上飯沼 926(福性寺境内)	福性寺	S52. 6.10
31	町	考古資料	石　枕	駒場 450	町教育委員会	S58. 3.31
32	町	工　芸　品	五輪塔	上飯沼 926(福性寺境内)	福性寺	S58. 8.25
33	町	彫　　刻	木造十一面観音菩薩立像	神宿 432(真昭寺境内)	真照寺	S59.11.22
34	町	彫　　刻	銅像菩薩形立像	駒場 450	町教育委員会	S60. 9.12
35	町	史　　跡	上ノ山古墳	前田 1001 ほか	町教育委員会	S61. 3.24
36	町	史　　跡	諏訪神社古墳群	木部 458 ほか	町教育委員会	H 3. 4.19
37	町	史　　跡	栗山古墳群（１号墳）	木部 598	郡司　亘	H 3. 4.19
38	町	史　　跡	小幡北山埴輪製作遺跡（B・C 地区）	小幡 2735-23 ほか	平沢　武夫	H 4.11.17
39	町	史　　跡	木村家住宅	長岡 229-1	木村　睦	H 5. 2.25
40	町	彫　　刻	木造阿弥陀如来坐像	木部 1138(宝積寺境内)	宝積寺、氏子総代	H14. 7.24
41	町	彫　　刻	木造毘沙門天立像	下座(阿弥陀堂)	下座区	H14. 7.24
42	町	無形民俗文化財	秋葉ばやし	秋葉(二所神社)	秋葉囃子保存会	H16. 3.15
43	町	彫　　刻	木造弥勒菩薩坐像	上石崎 1877-1	一心院	H18. 3.17
44	町	彫　　刻	聖観世音菩薩立像	小幡 2563(観音堂内)	古宿区	H18.10.27
45	町	考古資料	大珠	駒場 450	町教育委員会	H21. 8.21
46	町	考古資料	漆紙文書付須恵器	駒場 450	町教育委員会	H21. 8.21
47	町	彫　　刻	木造阿弥陀如来坐像	谷田部 708-3	谷田部区	H22. 6.11
48	町	考古資料	人物埴輪武人埴輪楯持ち埴輪	駒場 450	町教育委員会	H22. 6.11
49	町	無形民俗文化財	広浦あんばさま	下石崎	大杉神社氏子	H25. 4.30

資料 18　報道機関の状況

■記者クラブ（17 社）

No	社　　名	No	社　　名	No	社　　名
1	茨城新聞社	7	日本経済新聞社	13	ＴＢＳ
2	朝日新聞社	8	時事通信社	14	日本テレビ
3	毎日新聞社	9	共同通信社	15	フジテレビ
4	読売新聞社	10	ＮＨＫ	16	日本工業新聞社
5	産経新聞社	11	茨城放送	17	日刊工業新聞社
6	東京新聞社	12	テレビ朝日		

■記者クラブ非加盟（７社）

No	社　　名	No	社　　名
1	日刊建設工業新聞社	5	日刊建設新聞
2	日刊建設通信新聞社	6	水戸コミュニティ放送（株）
3	日本工業経済新聞社	7	常陽銀行
4	日本農業新聞		

資料 19　注意報・警報の種類と発表基準

警報・注意報発表基準一覧

令和2年8月6日現在
発表官署 水戸地方気象台

茨城町	府県予報区		茨城県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		県央地域	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	16
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	128
	洪水		流域雨量指数基準	涸沼川流域=26.1，涸沼前川流域=13.3
			複合基準＊1	－
			指定河川洪水予報による基準	那珂川［水府橋］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	88
	洪水		流域雨量指数基準	涸沼川流域=20.8，涸沼前川流域=10.6
			複合基準＊1	涸沼川流域=（5，13.6），涸沼前川流域=（5，10.6）
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%＊2	
	なだれ			
	低温		夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100ｍｍ

＊1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

＊2 湿度は水戸地方気象台の値。

資料 20　気象庁震度階級

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

資料 21　消防組織及び消防団の状況

①消防組織

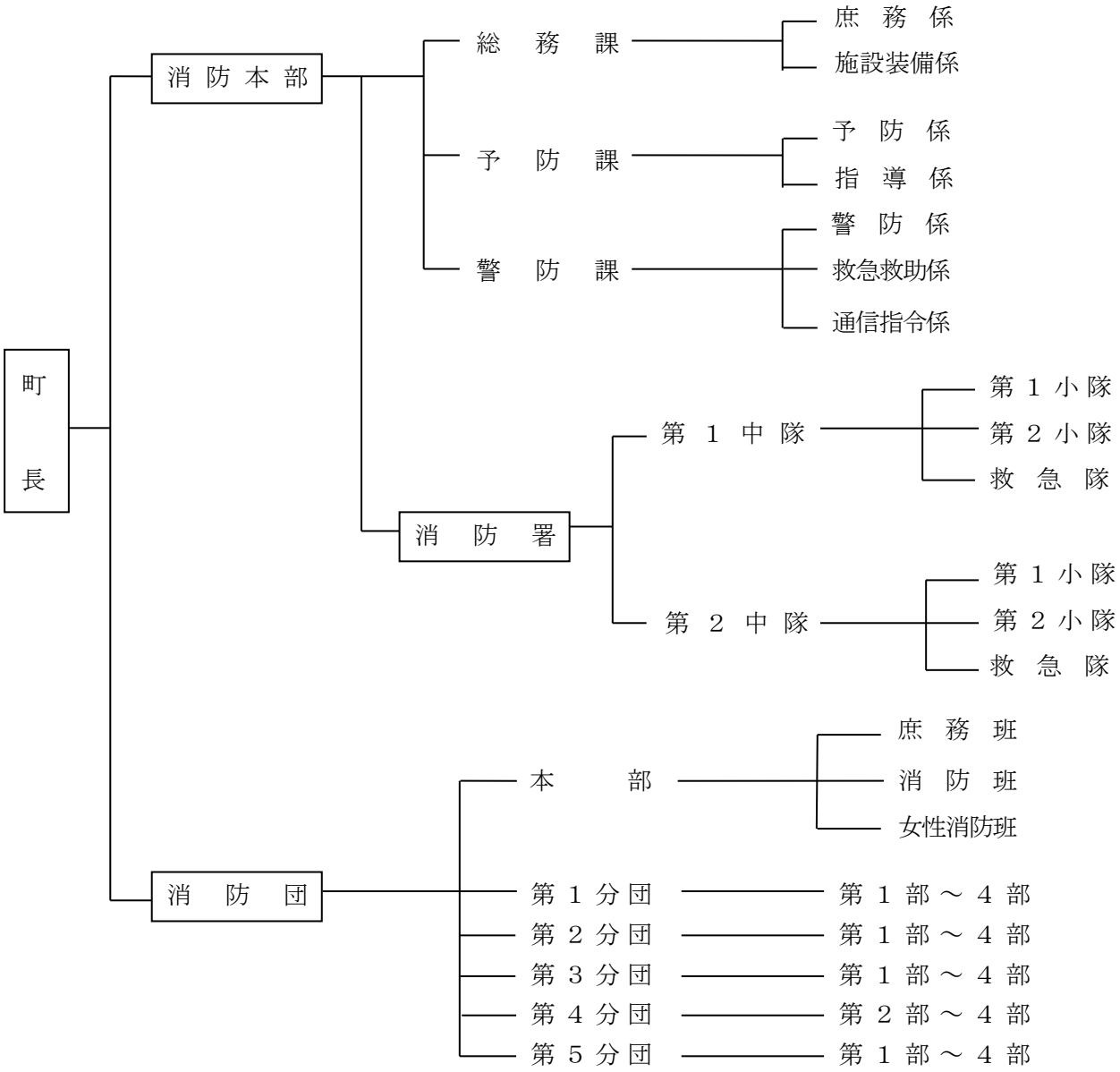

②消防団の状況

(1) 消防団員定数及び実員

令和３年４月１日現在

区分＼階級	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員	機能別	計
定　数	1	2	11	9	20	40	202	10	295
実　員	1	2	8	12	20	40	202	10	289

(2) 消防団員配置表

令和３年４月１日現在

区分＼階級		団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員	計
本　部 (女性部)		1	2	5	6 (1)	(1)	(2)	(10)	14 (14)
第1分団	第1部				1	1	2	9	50
	第2部					1	2	10	
	第3部					1	2	9	
	第4部					1	2	9	
第2分団	第1部			1	1	1	2	10	54
	第2部					1	2	10	
	第3部					1	2	10	
	第4部					1	2	10	
第3分団	第1部			1	1	1	2	10	54
	第2部					1	2	10	
	第3部					1	2	10	
	第4部					1	2	10	
第4分団	第2部			1	1	1	2	10	41
	第3部					1	2	10	
	第4部					1	2	10	
第5分団	第1部			1	1	1	2	9	52
	第2部					1	2	10	
	第3部					1	2	10	
	第4部					1	2	9	
機能別								10	10
合　計		1	2	9	12	20	40	205	289

③　消防本部（署）の車両配置状況

種別 所属	車　名	艤装社名	年式	HP馬力	ポンプ型式	水槽	備　考
消防本部	ニッサン キャラバン	茨城日産	H21	130			指令車
	ニッサン ＡＤバン	茨城日産	H15	110			広報車
	ニッサン ＡＤバン	水戸日産	H27	111			防災車
消防署	日野 レンジャー	モリタ	H20	225	Ａ－２級 ２段タービン	1,500 リットル	タンク車
	日野 デュトロ	モリタ	H29	136	Ａ－２級 ２段タービン	600 リットル	ポンプ車
	三菱 ファイター	モリタ	H13	220			救助工作車
	トヨタ ハイメディック	茨城 トヨタ	H28	151			高規格救急車
	トヨタ ハイメディック	茨城 トヨタ	H31	151			高規格救急車
	ニッサン パラメディック	茨城日産	R2	147			高規格救急車
	イスズ エルフ	モリタ	H11	133			ポンプ車
	三菱 キャンター	三菱 ふそう	H24	150			クレーン付 トラック

④　消防団の車両配置状況

所属		種別	車　名	艤装社名	年式	HP 馬力	ポンプ型式	水槽	備　考
第一分団	1	長岡	日野 デュトロ	モリタ	H20	150	Ａ－２級 ２段タービン		
	2	前田	日野 デュトロ	モリタ	H25	150	Ａ－２級 ２段タービン		
	3	常井	トヨタ ダイナ	モリタ	H26	144	Ｂ－２級 １段タービン		
	4	小鶴	イスズ エルフ	モリタ	H14	140	Ａ－２級 ２段タービン		
第二分団	1	下土師	日野 デュトロ	モリタ	H22	150	Ａ－２級 ２段タービン		
	2	野曾	日野 デュトロ	モリタ	H27	150	Ａ－２級 ２段タービン		
	3	南川又	日野 デュトロ	モリタ	H29	150	Ａ－２級 ２段タービン		
	4	奥谷	トヨタ ダイナ	モリタ	H26	144	Ｂ－２級 １段タービン		
第三分団	1	秋葉	イスズ エルフ	モリタ	H14	140	Ａ－２級 ２段タービン		
	2	鳥羽田	日野 デュトロ	モリタ	H20	150	Ａ－２級 ２段タービン		
	3	小幡	日野 デュトロ	モリタ	H29	150	Ａ－２級 ２段タービン		
	4	下雨谷	トヨタ ダイナ	GMいちはら	H28	144	Ｂ－２級 １段タービン		

所属	種別		車　名	艤装社名	年式	HP 馬力	ポンプ型式	水槽	備　考
第四分団	2	駒　場	イスズ エルフ	シバウラ	H16	100	B－2級 1段タービン		
	3	宮ケ崎	日野 デュトロ	モリタ	H21	150	A－2級 2段タービン		
	4	海老沢	イスズ エルフ	モリタ	H10	140	A－2級 2段タービン		
第五分団	1	中石崎	日野 デュトロ	モリタ	H24	150	A－2級 2段タービン		
	2	上石崎	イスズ エルフ	シバウラ	H16	100	B－2級 1段タービン		
	3	下石崎	日野 デュトロ	モリタ	H29	150	A－2級 2段タービン		
	4	若　官	トヨタ ダイナ	モリタ	R3	144	A－2級 2段タービン		

資料 22　危険物貯蔵取扱施設、水防水利及び防火対象物の状況

①危険物貯蔵取扱施設の状況

令和３年４月１日現在

製造所等の別 ＼ 数量の別	合計	製造所	貯蔵所							取扱所				
			屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	第一種販売	第二種販売	移送	一般
総　　計	132		23	14		24		17	3	36				15
5倍以下	54		12	6		12		16	1	1				6
5～　10倍	19		4	2		5			1	1				6
10～　50倍	30		2	5		7		1	1	11				3
50～ 100倍	11		1							10				
100～ 150倍	9		4							5				
150～ 200倍	2			1						1				
200～1000倍	7									7				

②消防水利の状況

所属 ＼ 種別		消火栓	貯水槽	プール	溜　沼	河　川	湖水池	計
消防施設	長岡地区	203 (140)	140 (91)	2	0	0	0	345 (231)
	川根地区	157 (101)	129 (76)	3	0	0	2	291 (177)
	上野合地区	143 (83)	104 (47)	1	0	1	0	249 (130)
	沼前地区	105 (60)	85 (31)	1	0	0	0	191 (91)
	石崎地区	85 (46)	80 (46)	2	2	1	0	170 (81)
	計	693 (430)	530 (280)	9	2	2	2	1246 (710)

※上段は水利の総数、（　）内数字は基準数

③　防火対象物の状況

用途別 ＼ 区分			法第８条該当防火対象物数	消防用設備等を必要とする防火対象物数
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場		
	ロ	公会堂、集会場	39	40
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ		
	ロ	遊技場、ダンスホール	3	3
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等		
	ニ	カラオケボックス、個室ビデオ店等		
(3)	イ	待合、料理店	1	1
	ロ	飲食店	6	13

(4)		百貨店、マーケット、その他物品販売店舗	36	52
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所	4	8
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	3	87
(6)	イ	病院、診療所、助産所	12	19
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、児童福祉施設	20	27
	ハ	老人デイサービスセンター、保育所等	12	31
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	5	7
(7)		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学	9	46
(8)		図書館、博物館、美術館		
(9)	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場	1	1
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
(10)		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場		
(11)		神社、寺院、教会	1	1
(12)	イ	工場、作業場	17	185
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ		
(13)	イ	自動車車庫、駐車場		21
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)		倉庫	5	140
(15)		前各項に該当しない事業場	21	188
(16)	イ	特定防火対象物の用途が存する複合用途防火対象物	8	18
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	2	7
(16の2)		地下街		
(16の3)		準地下街		
(17)		重要文化財、史跡等の建造物		
(18)		延長50m以上のアーケード		
(19)		市町村長の指定する山林		
(20)		自治省で定める舟庫		
合　　計			205	895

資料 23　消防応援部隊一覧表

令和３年４月１日現在

出場区分 / 出動区域 / 応援消防本部		一　般　災　害		特　殊　災　害		
		消　防　隊		救　急　隊		特殊隊
		第１体制	第２体制	第１体制	第２体制	第１体制
茨城町	水　戸　市	2 隊	1 隊	2 隊	1 隊	2 隊
	笠　間　市	2 隊	1 隊	2 隊		1 隊
	小 美 玉 市	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊	
	大　洗　町	1 隊		1 隊		
	鹿 行 広 域	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊
	石　岡　市	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊
	ひたちなか・東海	1 隊	1 隊	1 隊		1 隊
	那　珂　市	1 隊		1 隊		1 隊
	かすみがうら市	1 隊	1 隊		1 隊	
	土　浦　市	1 隊	1 隊		2 隊	1 隊
	つ く ば 市	1 隊	2 隊		1 隊	1 隊
	筑 西 広 域		2 隊			
	鹿 島 地 方		1 隊			
合　　計		13 隊	13 隊	10 隊	8 隊	9 隊

※　特殊隊とは、〈梯子車、スノーケル車、化学車、救助工作車、照明車等〉を言う。

資料 24　災害派遣部隊受け入れ場所等

１　集結場所

<table>
<tr><th>受け入れ方面</th><th>進　路　側</th><th>集　結　場　所</th><th>責　任　者</th></tr>
<tr><td>千　葉　県
東　京　都　側</td><td rowspan="4">６号国道</td><td rowspan="2">茨 城 県 立 茨 城 東 高 等 学 校</td><td rowspan="4">警防課長</td></tr>
<tr><td>埼　玉　県　側</td></tr>
<tr><td>栃　木　県
群　馬　県　側</td><td rowspan="2">茨城町長岡字矢頭国道下り線上</td></tr>
<tr><td>福　島　県　側</td></tr>
</table>

２　炊飯所一覧表

名　　称	住　所　・　電　話　番　号
茨　城　町　消　防　署	茨城町小堤 1736-5　　☎292－1515
茨城県立茨城東高等学校	茨城町小幡 2524　　☎292－6245
茨 城 県 立 消 防 学 校	茨城町長岡 4068　　☎292－5981

３　宿泊可能場所

名　　称	住　所　・　電　話　番　号	収容可能人数
茨城県立茨城東高等学校	茨城町小幡 2524　☎292－6245	60 名
茨 城 県 立 消 防 学 校	茨城町長岡 4068　☎292－5981	250 名

資料 25　消防情報連絡窓口

都　道　府　県	昼 夜	連 絡 窓 口	電 話 番 号	電話ＦＡＸ	防災ＦＡＸ
茨　　城　　県	昼	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	100-2887
	夜	防災･危機管理課	029-301-2885	029-301-2898	100-2898

消防機関名	昼 夜	連絡窓口	電話番号	電話ＦＡＸ	防災電話	防災ＦＡＸ
水戸市消防局	昼	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8450
	夜	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8450
日立市消防本部	昼	指令室	0294-24-0119	0294-22-0119	008-820-8400	008-820-8450
	夜	指令室	0294-24-0119	0294-22-0119	008-820-8400	008-820-8450
土浦市消防本部	昼	警防救急課	029-821-0119	029-826-3267	008-530-8400	008-530-8450
	夜	土浦消防署	029-821-0119	029-826-3267	008-530-8400	008-530-8450
石岡市消防本部	昼	警防課	0299-23-0119	0299-24-1710	008-540-8400	008-540-8450
	夜	情報通信係	0299-23-0119	0299-24-1710	008-540-8400	008-540-8450
常陸太田市消防本部	昼	消防課	0294-73-0119	0294-72-3713	008-550-8401	008-550-8450
	夜	南消防署	0294-73-0119	0294-72-3713	008-550-8400	008-550-8450
高萩市消防本部	昼	警　防　課	0293-22-0119	0293-24-3043	008-560-8400	008-560-8450
	夜	通信指令室	0293-22-0119	0293-24-3031	008-560-8400	008-560-8450
北茨城市消防本部	昼	警　防　課	0293-42-7143	0293-43-2690	008-565-8400	008-565-8450
	夜	通信指令室	0293-42-0119	0293-42-0163	008-565-8400	008-565-8450
笠間市消防本部	昼	情報通信室	0296-73-0119	0296-72-9913	008-570-8400	008-570-8400
	夜	情報通信室	0296-73-0119	0296-72-9913	008-570-8400	008-570-8400
取手市消防本部	昼	通信室	0297-74-0119	0297-74-1478	008-580-8400	008-580-8450
	夜	通信室	0297-74-0119	0297-74-1478	008-580-8400	008-580-8450
つくば市消防本部	昼	警防課	029-851-2042	029-851-0091	008-810-8400	008-810-8450
	夜	消防指令課	029-851-0119	029-851-0138	008-810-8400	008-810-8450
常陸大宮市消防本部	昼	警　防　課	0295-54-0119	0295-53-2043	008-590-8400	008-590-8450
	夜	警　防　課	0295-54-0119	0295-53-2043	008-590-8400	008-590-8450
那珂市消防本部	昼	警防課	029-295-2115	029-295-4663	008-595-8400	008-595-8450
	夜	情報管理室	029-295-2111	029-295-5399	008-595-8400	008-595-8450
かすみがうら市消防本部	昼	警　防　課	0299-59-0119	0299-59-5118	008-600-8400	008-600-8450
	夜	警　防　課	0299-59-0119	0299-59-5118	008-600-8400	008-600-8450
小美玉市消防本部	昼	警　防　課	0299-58-4541	0299-58-1190	008-605-8400	008-605-8450
	夜	警　防　課	0299-58-4611	0299-58-1190	008-605-8400	008-605-8450
茨城町消防本部	昼	消　防　署	029-292-1515	029-292-8664	008-610-8400	008-610-8450
	夜	消　防　署	029-292-1515	029-292-8664	008-610-8400	008-610-8450
大洗町消防本部	昼	通信指令室	029-266-1119	029-266-1776	008-615-8400	008-615-8450
	夜	通信指令室	029-266-1119	029-266-1776	008-615-8400	008-615-8450

消 防 機 関 名	昼 夜	連　絡　窓　口	電話番号	電話ＦＡＸ	防災電話	防災ＦＡＸ
大子町消防本部	昼	警　防　課	0295-72-0119	0295-72-5443	008-620-8400	008-620-8450
	夜	通信指令室	0295-72-0119	0295-72-0199	008-620-8400	008-620-8450
茨城西南（組）消防本部	昼	消防救助課	0280-47-0135	0280-47-0075	008-630-8400	008-630-8450
	夜	消防救助課	0280-47-0135	0280-47-0075	008-630-8400	008-630-8450
筑西広域（組）消防本部	昼	警防課	0296-24-4104	0296-24-5444	008-650-8400	008-650-8450
	夜	管理統制課	0296-20-0119	0296-24-5827	008-650-8400	008-650-8450
常総地方（組）消防本部	昼	警　防　課	0297-23-0119	0297-22-3573	008-670-8400	008-670-8450
	夜	警　防　課	0297-23-0119	0297-22-3573	008-670-8450	008-670-8450
鹿行広域（組）消防本部	昼	指揮情報室	0291-34-9119	0291-33-4119	008-680-8450	008-680-8450
	夜	指揮情報室	0291-34-9119	0291-33-4119	008-680-8450	008-680-8450
稲敷地方（組）消防本部	昼	通信指令課	0297-64-0123	0297-64-1241	008-830-8450	008-830-8450
	夜	通信指令課	0297-64-0123	0297-64-1241	008-830-8450	008-830-8450
鹿島地方（組）消防本部	昼	警防課	0299-96-0119	0299-97-0119	008-690-8450	008-690-8450
	夜	警防課	0299-96-0119	0299-97-0119	008-690-8450	008-690-8450
ひたちなか・東海広域（組）消防本部	昼	通信指令課	029-273-0211	029-275-0090	008-840-8450	008-840-8450
	夜	通信指令課	029-273-0211	029-275-0090	008-840-8450	008-840-8450

※　夜は休日の昼も含む

資料 26　被害の分類認定基準

人及び住家その他被害程度の認定は次の基準によるものとする。

(1) 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものまたは遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１ヵ月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１ヵ月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「大規模半壊」とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする

エ 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

オ 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、また砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、および幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」とは、河川法が適用（昭和 39 年法律第 167 号）され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の

施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
ク 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
ケ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸となる。
コ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。
ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50 立方mを超えると思われるものは報告するものとする。
サ 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。
ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
タ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
チ 「ガス」とは、ガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。ツ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
テ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
ト 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
ナ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

(5) 被害金額
ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）により補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
オ 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
カ 「農産披害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
キ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
ク 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
ケ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
コ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、たとえば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料 27　茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 310 円以内 （加算額） 冬季　別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から７日以内 （ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2　避難にあたっての輸送費は別途計上 3　福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1　規格　１戸当り平均 29.7 ㎡（9 坪）を基準とする 2　限度額　１戸当り 2,530,000 円以内 3　同一敷地内等におおむね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から 20 日以内に着工	1　基準面積は平均１戸当り 29.7 ㎡、2,530,000 円以内であればよい。 2　高齢者等の要援護者等を数人以上供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3　供与期間　最高２年以内 4　県外からの輸送費は別枠とする
炊き出しその他による食品の供与	1　避難所に収容された者 2　全半壊（焼）、流失、床上浸水等で炊事ができない者 3　床下浸水で自宅において自炊不可能な者	１日１人当り 1,040 円以内	災害発生の日から７日以内 （ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい （１食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内 （ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th colspan="8">費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="7">被服寝具その他生活必需品の給与または貸与</td><td rowspan="7">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="8">1　夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）の期別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内
ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり</td><td rowspan="2">1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人以上1人増す毎に加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>17,800</td><td>22,900</td><td>33,700</td><td>40,400</td><td>51,200</td><td>7,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>29,400</td><td>34,100</td><td>53,100</td><td>62,100</td><td>78,100</td><td>10,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,800</td><td>7,800</td><td>11,700</td><td>14,200</td><td>18,000</td><td>2,500</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,400</td><td>12,300</td><td>17,400</td><td>20,600</td><td>26,100</td><td>3,400</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td colspan="8">1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院または診療所…社会保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内
ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td colspan="8">1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産婦による場合は慣行料金の2割引以内の額</td><td>分娩した日から7日以内
ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td colspan="8">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内
ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索として取り扱う
2　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</td><td colspan="8">居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり、547,000円以内</td><td>災害発生の日から1月以内</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、または床上浸水により、学用品をそう失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認をうけて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　4,100円 中学校生徒　4,400円 高等学校等生徒　4,800円	災害発生の日から（教科書）1月以内、（文房具及び通学用品）15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 206,000円以内 小人（12歳未満） 164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 （ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）をする	（洗浄、消毒等） 1体当り3,400円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,200円以内 （検案）救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検索は原則として救護班 2　遺体の一時保存以外において、輸送費、人件費は、別途計上 3　遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているために生活に支障をきたしている場合で自力では除去することかできない者	1世帯当り 133,900円以内	災害発生の日から10日以内 （ただし内閣総理大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり）	

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　遺体の捜索 6　遺体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当り 医師、歯科医師 23,300円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 16,200円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護士 16,600円以内 土木技術及び建築技術者 17,100円以内 大工 17,100円以内 左官 17,800円以内 とび業 17,400円以内	救助の実施か認められる期間以内	時間外通勤手当及び旅費は別途に定める額

資料28　茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

茨城県土木部都市局建築指導課

第１ 目 的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、茨城県民の安全の確保を図るため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第２ 定 義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

（１）震災建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。以下、単に「判定」という。

（２）応急危険度判定士

前号の判定業務に従事するものとして知事が認める定める者をいう。以下、単に「判定士」という。なお「判定士等」という場合は、判定士と次号の判定コーディネーターの両方を意味する。

（３）応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施班、判定支援班及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。以下、単に「判定コーディネーター」という。

（４）判定実施班

応急危険度判定実施班を略して単に「判定実施班」という。判定実施班は、被災市町村の災害対策本部の下に組織される応急危険度判定を実施するための部署をいう。

（５）判定支援班

応急危険度判定支援班を略して単に「判定支援班」という。判定支援班は、茨城県災害対策本部の土木部に設置される市町村における震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施を支援するための部署をいう。

第３ 判定の実施

１　判定の実施主体となるのは原則として被災した各市町村である。つまり、大規模地震が発生した場合、被災市町村の災害対策本部長は、被害情報を基に判定を所管する部署の長の意見を聞き、必要と判断した場合に判定が実施される。

２　県内の各市町村においては、地域防災計画にその旨記載するとともに、震前から被害情報の収集や判定実施の判断について準備しておく。

第４ 判定実施の決定

１　判定の実施を決定するのは、被災市町村の災害対策本部長とする。被災市町村の災害対策本部長は、判定実施の要否を判断するため、判定を所管する部署の長に対して、被害状況の説明を求めるものとする。

２　被災市町村の判定を所管する部署の長は、予め定められた震度以上の地震が発生した場合、予め定められた情報源より被害情報を収集し、資料作成を行った上で、災害対策本部長に判定実施の要否を具申する。

３　判定実施決定の対象とする地震の震度については、各市町村の地域防災計画において定める。なお、県においては「震度５強」を基本的な基準と考えており、これを基に市町村の実状に応じて設定することとする。

４　各市町村は、予め判定を所管する部署を決定し、これを地域防災計画内に明示しておくこととする。

５　判定を所管する部署の長が作成すべき資料とは、収集した情報の整理、及び災害情報の通報者からの聴取内容、判定指標とする建築物の損壊状況等を整理したものとする。

６　被災市町村の災害対策本部長は、判定を所管する部署の長が作成した資料より、判定が必要と判断した場合には、直ちに判定実施を宣言する。

７　被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を宣言したのち、直ちに知事（県災害対策本部長）に対して判定の実施決定を連絡（様式第１号）する。

第５ 判定実施班の設置

１　被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を決定したのち、速やかに災害対策本部の下に判定実施班を設置する。

２　判定実施班の長は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定拠点（以下、「判定拠点」という。）を設置する。判定拠点の設置場所については、判定実施班の位置、被害規模、輸送路、判定用資機材の調達のしやすさ、判定士の人数等に鑑みて、地域の実状に応じて決定する。

３　判定実施班の長は、判定の実施及びこれに関する情報を、マスコミ等の協力を得ることで、管内の被災者に対して周知する。

４　周知すべき情報内容としては、判定開始日時、実施予定期間、実施予定区域、問合わせ窓口等とする。

第６ 判定実施に関わる県と市町村との連絡等

１　被災市町村の判定実施班の長は、判定の実施の決定及び判定拠点の設置を行った場合、速やかに県（土木部都市局建築指導課）に連絡（様式第２号）する。

２　県は、被災市町村の判定実施班、判定拠点いずれの設置場所についても情報を把握し、それぞれと直接情報交換することを可能とする。

第７ 判定実施区域、対象建築物等の決定基準

１　判定実施班は、収集した被害状況に基づいて、地震の規模及び被災範囲を推定し、判定を実施する区域を決定する。

２　判定実施班は、判定実施区域を決定するにあたり、すでに収集した情報では不十分と判断される場合は、予め特定の判定士を指名しておき、これらの協力を仰ぐことで情報収集を進めるものとする。

３　判定実施区域の決定は、こうした被災情報に加えて、震前における地震被害想定調査、地域別建築物状況等から総合的に判断する。

４　判定実施班は、判定の実施にあたり、判定の対象とする建築物を決定する。

５　判定対象建築物の要件は、各市町村の実状に応じて、地域防災計画内において規定しておくこととする。

第８ 判定士・判定コーディネーター等の確保、判定の実施体制

１　判定実施班は、設定した判定対象区域内において、判定の対象となる建築物の棟数を推計する。

２　判定対象建築物棟数の推計にあたっては、震前における地震被害想定調査、地域防災計画における被害想定等を参考として、算出するものとする。

３　県においては、原則として地震被害想定調査において中破以上となる建築物を判定対象建築物と考えており、これらの合計をもって判定対象建築物棟数としている。これらを参考として、各市町村において判定対象建築物棟数を算出することとする。

４　判定実施班は、推計した判定対象建築物棟数をもって、必要となる判定士の数、及び判定コーディネーターの数を算出する。

５　被災市町村の災害対策本部長は、算出した必要判定士数をもって、知事（県災害対策本部長）に対して判定士の派遣要請（様式第３号）を行う。また、市町村内の判定コーディネーターでは不足すると考えられる場合には、判定コーディネーターの派遣要請（様式第３号）も合わせて行うこととする。

６　判定士及び判定コーディネーターの派遣要請を受けた知事は、判定支援班に対し指示を出し、判定実施の支援をする。

７　判定実施班の長は、判定支援班の長に対して、必要となる判定士数、判定コーディネーター数を連絡するとともに、現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を連絡（様式第４号）する。

８　判定支援班の長は、速やかに、予め定められた連絡網を使用して県下の判定士に対して参集要請を行い、判定実施班の長から指示された現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を伝える。

第９ 他の都道府県等に対する支援要請

１　被災時に判定実施班の長より支援要請を受けた判定支援班の長は、県において養成・登録した判定士のうち、参集可能な判定士の数を予測し、必要数と比較して不足すると判断した場合は、国土交通省及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会（代表幹事都県）に対して支援を要請（様式第５号）する。

２　支援要請については、予め定められた連絡網を使用して行う。また、判定士のほか、判定コーディネーター、判定用資機材、判定実施班業務にあたる行政職員等の派遣要請等を行う場合についても、同様に行うこととする。

３　判定支援班は、他都道府県からの応援判定士、応援判定コーディネーター、行政職員等の名簿を受け取るとともに、判定用資機材のリストを受け取る。

４　他の都道府県からの応援判定士・応援判定コーディネーター等の食事・宿泊場所等の確保については、判定実施班が行う。ただし、判定実施班において確保できない場合は、判定支援班に協力を要請するものとする。

第10 判定の方法

１　判定コーディネーターは、各グループのグループ長・副グループ長に対して、判定用資機材を提供するとともに、被災地の状況や判定方法等についてガイダンスを行う。

２　各グループ長・副グループ長は、各グループの判定士に対して判定用資機材を配布するとともに、判定コーディネーターから指示された内容を伝える。

３　各判定士は、判定実施班が用意した輸送手段を使用して、担当の判定地区に移動し、判定業務に従事する。

４　判定士は、判定作業を行う際、必ず応急危険度判定士認定証を携帯するとともに、腕章等を身につけ、判定士として識別できるようにしておく。

５　判定は、２人１組にて行う。

６　他都道府県における判定作業の場合は、他都道府県の判定実施の部署の指示に従うものとする。

７　判定作業においては、判定コーディネーターより配布された判定調査表を使用して作業を行う。

第11 判定結果の表示

１　判定士は、各建築物の判定終了後、その判定結果に基づいて当該建築物の出入口等見やすい場所に判定ステッカー（「危険」「要注意」「調査済」の３種類）を貼ることとする。

２　判定士は、判定ステッカーの所定の欄に、判定結果に基づく対処方法について、簡単な説明を必ず記載することとする。

３　判定士が判定ステッカーを貼る場所は、建築物所有者・利用者だけでなく、当該建築物付近を通行する歩行者にも識別可能な場所とし、必要に応じ複数箇所に貼ることとする。

第12 判定士等の輸送、宿泊所等の手配

１　１次参集場所から判定実施班もしくは判定拠点への判定士・判定コーディネーター等の輸送については、判定実施班が作成する判定実施計画に基づいて判定支援班が行う。

２　判定実施班もしくは判定拠点から被災地までの判定士等の輸送、及び判定士等の宿泊所、食事等の手配については、判定実施班が行う。

３　判定実施班において、宿泊所、食事等の準備が出来ないものについては、判定支援班に協力を要請するものとする。

第13 判定士等の養成、登録

１　県は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る。）を対象に、応急危険度判定業務に関する講習会を開催する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

(2) 建築基準法施行規則第４条の２０第１項に規定する特殊建築物等調査資格者（同項第３号に掲げる者を除く。）

(3) 前各号に掲げる者のほか、茨城県知事が適当と認めた者

２　県は、前項で規定する講習会を受講した者のうち、認定を希望する者を対象に、判定士として認定を行い、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証を交付するとともに判定士として茨城県震災建築物応急危険度判定士台帳に登録を行う。

３　県は、判定を円滑に実施するため、県及び県内市町村の行政職員等からなる判定コーディネーターを予め養成する。

４　上記各項以外の判定士の養成・登録の詳細については、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱による。

第14 判定用資機材の調達、備蓄

１　判定用資機材については、被災した市町村が判定実施計画内において定めるものとし原則として判定実施班が調達を行う。

２　判定実施班は、判定用資機材の保管場所の被災、もしくは交通途絶等により使用不可能となった資機材の量等を算出し、自力にて調達可能な資機材リストを作成する。

３　判定実施班は、判定の実施のために必要な資機材が不足すると判断した場合は、不足する資機材の種類・数量等を判定支援班に対して連絡する。

４　判定実施班から判定用資機材の不足に関する連絡を受けた判定支援班は、県の備蓄リスト、及び県内各市町村の備蓄リストから不足分を調達するよう手配する。

５　判定支援班は、県内の各市町村の備蓄する判定用資機材だけでは不足する等の事情により、他都道府県から判定用資機材の調達が必要であると判断した場合は、他都道府県に対して判定用資機材の提供を依頼する。

６　県は、県内の市町村と協力して、判定活動に必要となる判定用資機材の備蓄を行うことする。なお、備蓄すべき判定用資機材の詳細については、別紙「判定用資機材一覧表」にて定める。

７　県が備蓄する判定用資機材は、必要に応じて県の出先機関（建築指導課）に分散して備蓄する。

第15 他の被災都道府県に対する支援

県においては、大規模災害発生時、県自身が他都道府県に対して支援要請を行う可能性があること、また他被災都道府県から判定に関する応援要請が行われる可能性があることを想定して、相互の支援体制を確立しておく。

第16 建築関係団体等の協力

（社）茨城県建築士会、（社）茨城県建築士事務所協会等の建築関係団体等は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに判定士の確保等必要な協力を行なうものとする。

第17 判定活動における補償

県は、市町村と協力して、民間の判定士が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、民間の判定士を対象として、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度」に加入し、これを適用する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月6日より適用する

附 則

この要綱は、平成25年2月25日より適用する

資料 29　ハザードマップ（土砂災害・洪水）

【土砂災害ハザードマップ】

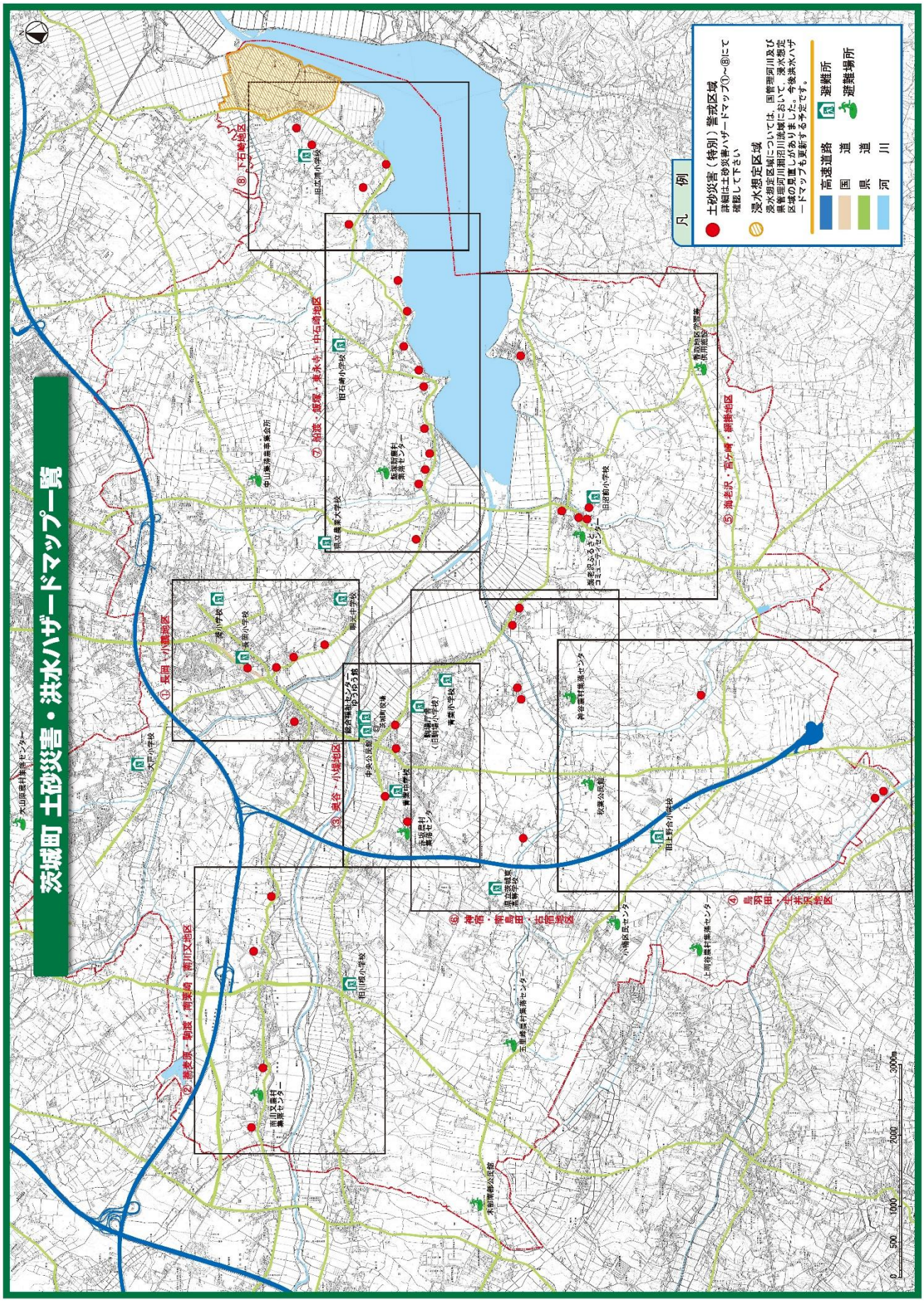

土砂災害に備える自身の避難計画（マイ・タイムライン）

気象情報や避難情報、皆様の基本的な避難行動を参考に、マイ・タイムラインを作成しましょう。

土砂災害警戒判定メッシュ情報の目安	気象情報	茨城町避難情報	住民の皆様の避難行動	私の避難計画 マイ・タイムライン（案）
大雨の数日～約1日前 大雨の可能性が高くなる	警報級の可能性	大雨に関する気象情報（茨城県の大雨に関する気象情報） 大雨に関する気象情報は、大雨等に関する注意喚起を町ホームページ、町防災行政無線、SNSなどを活用し、お知らせします。	○テレビ・ラジオ・インターネット等による気象情報・気象警報等の確認。 ○ハザードマップ、茨城町市街図（2017防災情報町内避難所収録）等により、避難所・避難ルートの確認。 ○防災グッズの確認、避難の準備。 ○インターネット等により土砂災害危険度等、土砂災害に関する防災情報の確認。	・気象情報、気象警報を○○○○○で確認する。 ・自宅の安全確認。 ・茨城町のホームページや、印刷物で確認し、自分の住まいから近い避難所の情報を収集する。 ・□□□□□や△△△△△があることを確認する。 ※私の避難目安を確認 ・留守の家族の帰宅所を確認する。 ・避難情報を◇◇◇◇◇で確認する。
大雨の半日～数時間前 雨が降り始める 雨の強さが増す	【メッシュの色：黄色】 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達。（1時間に雨量が25mm以上） 大雨注意報	気象情報等の収集、運搬体制の確認作業、資機材の点検等、災害に備えた準備を実施します。また、災害対策準備本部、警戒本部、災害対策本部と状況に応じた組織体制をとり、現在の状況、関係機関からの情報を収集しつつ、避難情報の発令を検討します。	事前自主避難開始	
大雨の数時間～2時間程度前	【メッシュの色：赤色】 実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達。（1時間に雨量が50mm以上） 大雨警報（土砂災害）	【避難情報】 避難準備・高齢者等避難開始発令 開設避難所情報発信。 避難情報は、町防災行政無線、広報車、町ホームページ、緊急速報メール等によりお知らせします。	○町防災行政無線、広報車、町ホームページ、緊急速報メール等により、避難準備・高齢者等避難開始情報の受信。	避難開始（※私の避難目安）
大雨となる 大雨が一層激しくなる	【メッシュの色：薄紫色】 予想で土砂災害警戒情報の基準に到達。 記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報	【避難情報】 避難勧告発令 開設避難所情報発信。	避難開始	
土砂災害発生 広い範囲で数十年に一度の大雨	【メッシュの色：濃紫色】 実況で土砂災害警戒情報の基準に到達。 数十年に一度の大雨（台風、温帯低気圧等）。 大雨特別警報（土砂災害）	【避難情報】 避難指示（緊急）発令	○町防災行政無線、広報車、町ホームページ、緊急速報メール等により、避難勧告情報の受信。 避難完了 最終的な危険回避行動 ○町防災行政無線、広報車、町ホームページ、緊急速報メール等により、避難指示情報の受信。 ※来避難者の緊急避難 避難しようとしたときに大雨や暴風で屋外に出ることができて命の危険が及ぶ場合は、2階以上や崖等からなるべく離れた側の部屋に移動。	避難完了 ・家族の避難状況（居場所）及び家族全員の無事を確認。 ※私の避難目安 確実に自分で情報を取得して行動できるタイミングを設定しましょう。 例）テレビで土砂災害警戒情報が発表された時など。

※時間の目安は気象状況によって異なりますので、早めの避難が重要です。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、茨城県土木部河川課ダム砂防室が提供している、茨城県土砂災害情報システムから確認できます。
【公開ＵＲＬ】http://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/

◎町が発令する避難情報

避難準備情報・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
避難勧告や避難指示（緊急）の発令が予想される場合に発令されます。この情報が出たら、いつでも避難できるように準備しましょう。避難に時間を要する方（高齢の方、障がいのある方、乳幼児をお連れの方）は避難を開始しましょう。	災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧める情報です。避難勧告が出たら、避難場所へ避難しましょう。	災害が発生する等、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令されます。避難指示（緊急）が出たら、まだ避難していない場合は、ただちに避難しましょう。外出することが危険な場合には、自宅内で安全な場所に留まりましょう。

非常時 緊急連絡先

火災・救急車	（局番なし）119	警察への急報	（局番なし）110
茨城町消防本部	029-292-1515	東京電力㈱ 茨城カスタマーセンター	(0120) 995-332
警察署	水戸警察署 029-233-0110 茨城地区交番 029-291-0110	ＮＴＴ（故障係）	（局番なし）113 (0120) 444-113

防災行政無線から放送した内容は、次の電話でも確認できます。
029-292-8861（有料）、**0800-800-8848（無料）**

災害用伝言ダイヤル　災害によって電話が通じなくなったときのために、**災害用伝言ダイヤル１７１**を覚えておきましょう。

【伝言を録音する時】 1 7 1 ＋ 1 ＋ 自分の電話番号 ➡ **伝言を吹き込む**

【伝言を再生する時】 1 7 1 ＋ 2 ＋ 連絡を取りたい方の電話番号 ➡ **伝言を聞く**

ホームページ・防災情報

茨城町ホームページ
町行政情報を発信しています。
避難情報など配信します。
http://www.town.ibaraki.lg.jp/

茨城町公式 Twitter
暮らしの情報やイベント情報を配信していますが、災害時には防災情報を配信しています。
https://twitter.com/ibarakitownmati/

茨城県防災情報メール
防災情報を電子メールで配信しています。
http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsu.kankyo/bousaikiki/bousai/mobile/mail/touroku3.html

水戸地方気象台
茨城県の防災のための気象情報の発信拠点です。
http://www.jma-net.go.jp/mito/

茨城町 土砂災害ハザードマップ

Ibaraki town　Sediment disaster　Hazard map

この土砂災害ハザードマップは、地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを目的に、被害の想定される区域と災害の内容、さらに避難場所や避難路などの情報を地図上に明示したものです。

※着色がない地域でも、状況によっては被災することがありますので注意してください。

※主な避難経路は、主要幹線道路に設定しておりますので、中には土砂災害警戒区域内を通行する経路があります。必要に応じ、その他の経路設定や、使用する場合は十分注意することなど、家族で相談しましょう。

茨城町で起こりうる土砂災害

土砂災害は以下の３種類に分けられますが、茨城町では、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）の危険性があります。

がけ崩れ

雨や地震などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。突然崩れ落ちるため、ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。

こんな前兆現象に注意が必要！

- 地面にひび割れができる。
- 斜面に亀裂ができる。
- 小石が斜面からパラパラと落ちてくる。
- 普段澄んでいる湧き水が濁ってきた。
- いつもと違うところから水が湧き出してきた。
- 斜面にはらみが見える。
- 斜面から異様な音、地鳴りが聞こえる。

土砂災害（特別）警戒区域とは？

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

がけ崩れの他には、次のような土砂災害の種類があります。

土石流

山や谷の土砂や岩石などが、梅雨や台風期の長雨、集中豪雨によって水と一体となり、一気に下流へと押し流されるものをいいます。

地すべり

地面は何層もの地層が積み重なってできていますが、大雨が降り続くと地下に水がしみこみ、水を通しにくい粘土層の上に地下水がたまります。

この地下水の力に持ち上げられて粘土層を境に上の地面がゆっくり動く現象をいいます。

災害に備えて

土砂災害の前兆現象や避難指示等に注意を払い、危険を感じたら早めに避難してください。

裏面の危険箇所と避難場所を事前に確認し、避難経路を確認しましょう。

雨が強くなってきたら、テレビ、ラジオ、ホームページなどにより気象、雨量、警報などの情報を入手しましょう。

災害に備え非常用備品を準備しましょう。また、避難時の荷物は最小限にしましょう。

お問い合わせ　茨城町役場　総務部　総務課
〒311-3192　茨城県東茨城郡茨城町小堤1080
電話・FAX番号　TEL:029-292-1111　FAX: 029-292-6748

2018年3月発行

① 長岡・小鶴地区
位置図
凡　例
土砂災害危険箇所
土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域
急傾斜地崩壊危険区域
がけ崩れによって被害を受けるおそれのある区域
高速道路
国　道
県　道
河　川
（注）福祉避難所
避難所
避難場所
主な避難路
避難時に注意を要する場所
病院・診療所
要配慮者利用施設
避難所・避難場所　市外局番（029）
葵小学校　292-7213
長岡小学校　292-0042
明光中学校　292-0154
1:7,000
0　100　200　400m
N
堀越医院
平成館
県道 内原塩崎線
県道 水戸神栖線
きむら内科クリニック
長岡公園
長岡小学校
国道6号 水戸バイパス
長岡公民館
茨城長岡郵便局
三浦胃腸科外科医院
ＪＡ水戸茨城支店
町営長岡団地
小鶴公民館
涸沼前川
県道 大洗友部線
県道 茨城鹿島線
学校給食共同調理場
茨城地区交番
いばらき診療所こづる
明光中学校
県道長岡大洗線
⑤（拡大図）
④（拡大図）
①（拡大図）
②（拡大図）
③（拡大図）

② 蕎麦原・駒渡・南栗崎・南川又地区
位置図
②（拡大図）
①（拡大図）
③（拡大図）
④（拡大図）
県道 大洗友部線
北関東自動車道
茨城町西IC
水府学院
枝折川
南川又農村集落センター
南栗崎公民館
県道 大洗友部線
野曽ふるさとコミュニティセンター
駒渡公民館
蕎麦原新農村集落センター
県道 玉里水戸線
涸沼川
川根郵便局
下飯沼農村集落センター
旧川根小学校
上飯沼新農村集落センター
凡例
土砂災害危険箇所
土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域
急傾斜地崩壊危険区域
がけ崩れによって被害を受けるおそれのある区域
高速道路
国道
県道
河川
（注）福祉避難所
避難所
避難場所
主な避難路
避難時に注意を要する場所
病院・診療所
要配慮者利用施設
避難所・避難場所 市外局番（029）
旧川根小学校
南川又農村集落センター 292-6778
1:10,000
0 100 200 500m
N

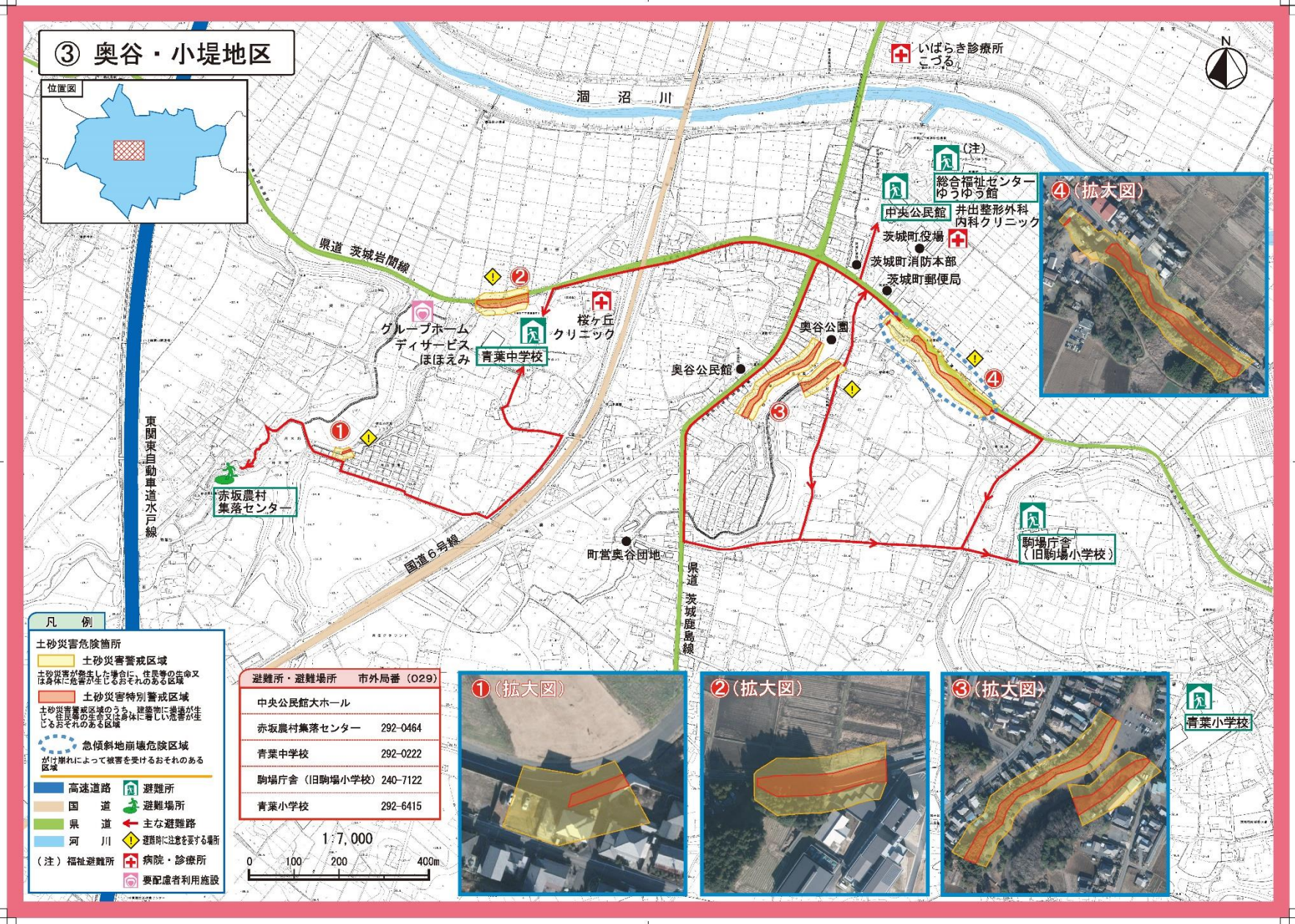
③ 奥谷・小堤地区
位置図
涸沼川
県道 茨城岩間線
東関東自動車道水戸線
国道6号線
県道 茨城鹿島線
いばらき診療所 こづる
（注）
総合福祉センター ゆうゆう館
中央公民館
井出整形外科 内科クリニック
茨城町役場
茨城町消防本部
茨城町郵便局
奥谷公園
奥谷公民館
桜ヶ丘 クリニック
グループホーム ディサービス ほほえみ
青葉中学校
赤坂農村 集落センター
町営奥谷団地
駒場庁舎 （旧駒場小学校）
青葉小学校
①（拡大図）
②（拡大図）
③（拡大図）
④（拡大図）
凡例
土砂災害危険箇所
土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域
急傾斜地崩壊危険区域
がけ崩れによって被害を受けるおそれのある区域
高速道路
国道
県道
河川
（注）福祉避難所
避難所
避難場所
主な避難路
避難時に注意を要する場所
病院・診療所
要配慮者利用施設
避難所・避難場所 市外局番（029）
中央公民館大ホール
赤坂農村集落センター 292-0464
青葉中学校 292-0222
駒場庁舎（旧駒場小学校） 240-7122
青葉小学校 292-6415
1：7,000
0 100 200 400m
N

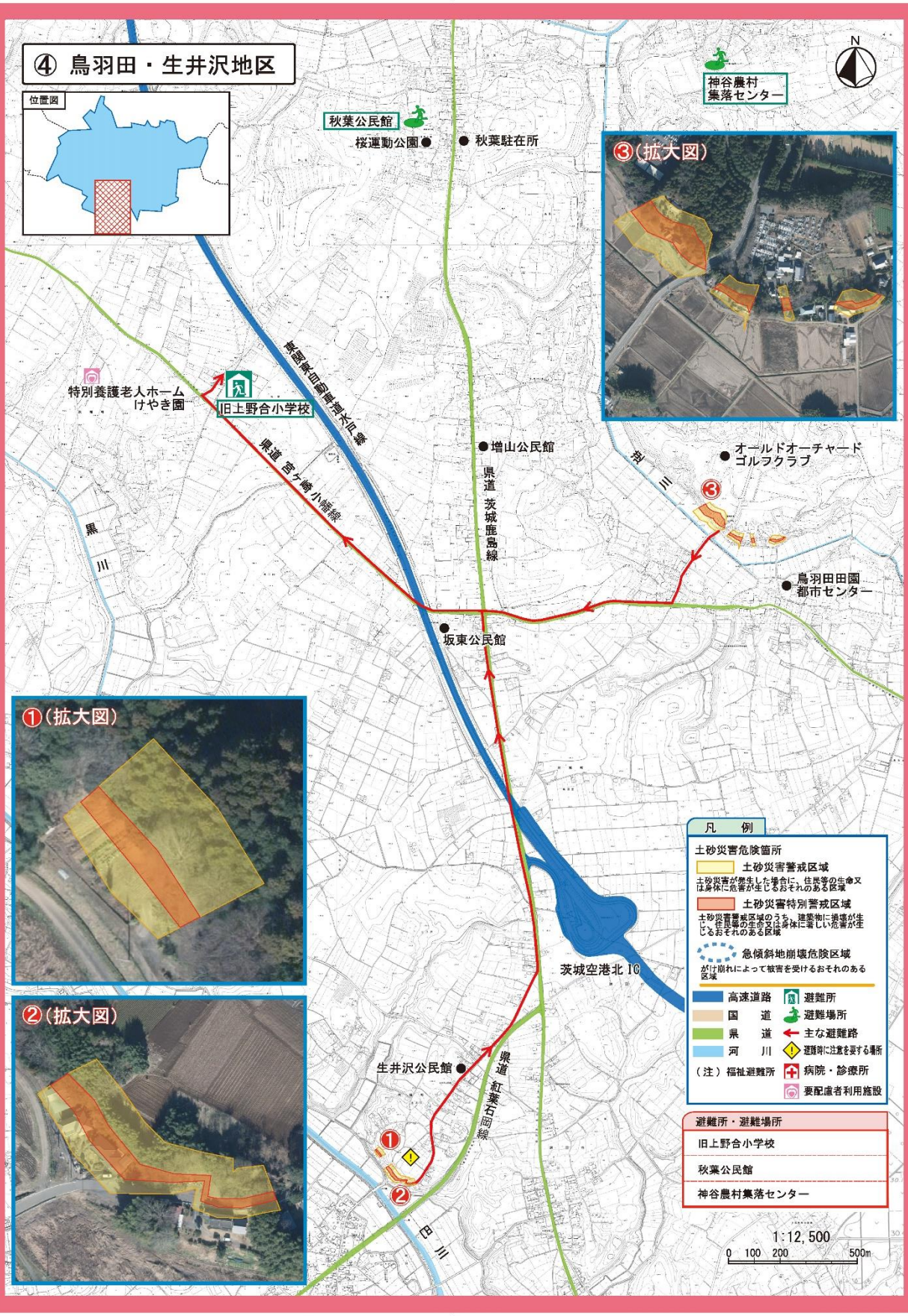
④ 鳥羽田・生井沢地区
位置図
秋葉公民館
桜運動公園
秋葉駐在所
神谷農村集落センター
N
③（拡大図）
特別養護老人ホーム けやき園
旧上野合小学校
県道 高ケ崎 小幡線
増山公民館
県道 茨城鹿島線
オールドオーチャードゴルフクラブ
鳥羽田田園都市センター
坂東公民館
①（拡大図）
②（拡大図）
茨城空港北 IC
生井沢公民館
県道 紅葉石田線
凡 例
土砂災害危険箇所
土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域
急傾斜地崩壊危険区域
がけ崩れによって被害を受けるおそれのある区域
高速道路
国 道
県 道
河 川
（注）福祉避難所
避難所
避難場所
主な避難路
避難時に注意を要する場所
病院・診療所
要配慮者利用施設
避難所・避難場所
旧上野合小学校
秋葉公民館
神谷農村集落センター
1:12,500
0 100 200 500m

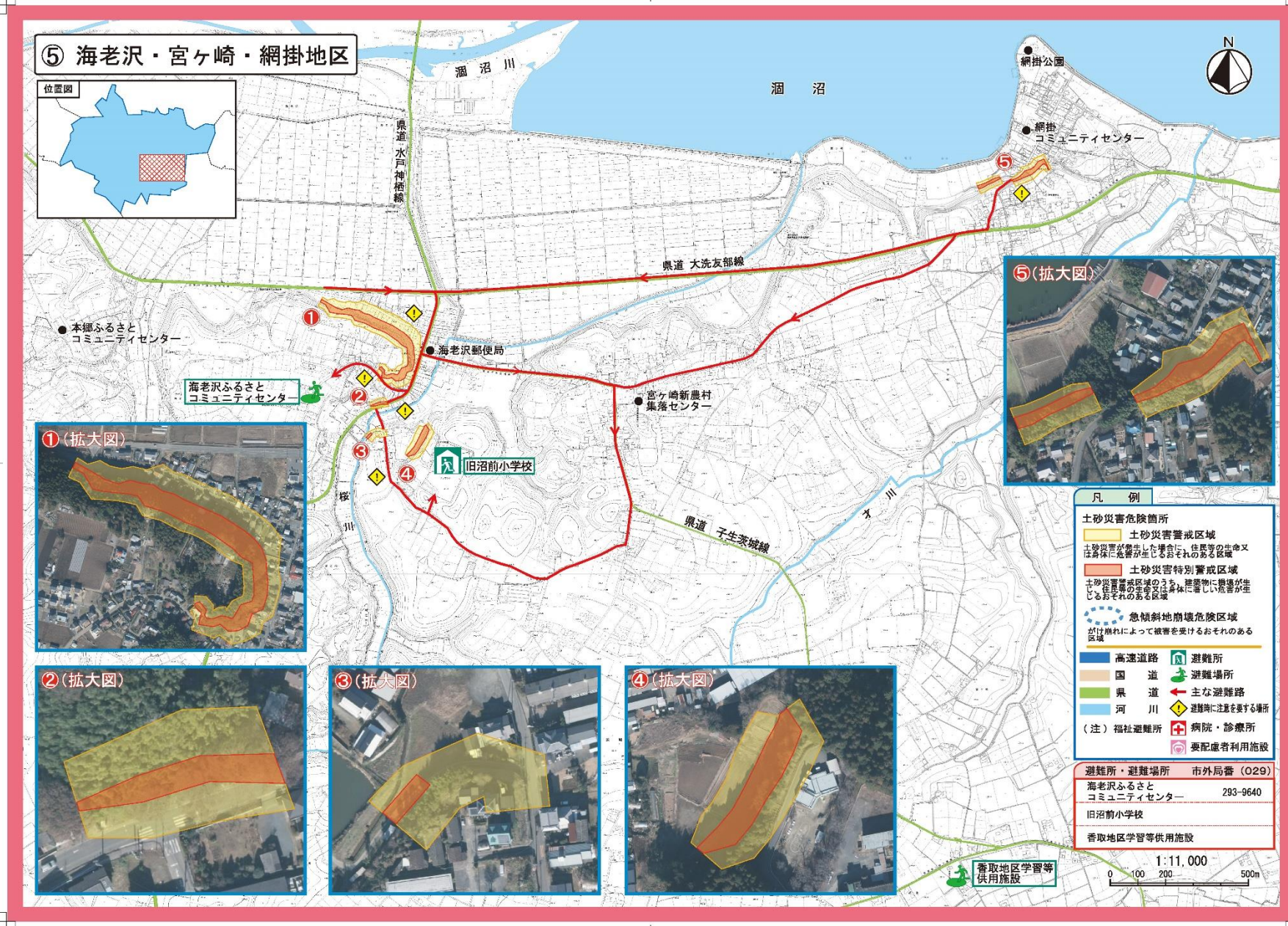
⑤ 海老沢・宮ヶ崎・網掛地区
位置図
涸沼川
涸沼
網掛公園
網掛
コミュニティセンター
県道 水戸神栖線
県道 大洗友部線
本郷ふるさと
コミュニティセンター
海老沢郵便局
海老沢ふるさと
コミュニティセンター
宮ヶ崎新農村
集落センター
旧沼前小学校
桜川
県道 子生茨城線
オ川
①（拡大図）
②（拡大図）
③（拡大図）
④（拡大図）
⑤（拡大図）
香取地区学習等
供用施設
N
凡例
土砂災害危険箇所
土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域
急傾斜地崩壊危険区域
がけ崩れによって被害を受けるおそれのある区域
高速道路
国道
県道
河川
（注）福祉避難所
避難所
避難場所
主な避難路
避難時に注意を要する場所
病院・診療所
要配慮者利用施設
避難所・避難場所 市外局番（029）
海老沢ふるさと
コミュニティセンター 293-9640
旧沼前小学校
香取地区学習等供用施設
1:11,000
0 100 200 500m

⑥ 神宿・南島田・古宿地区

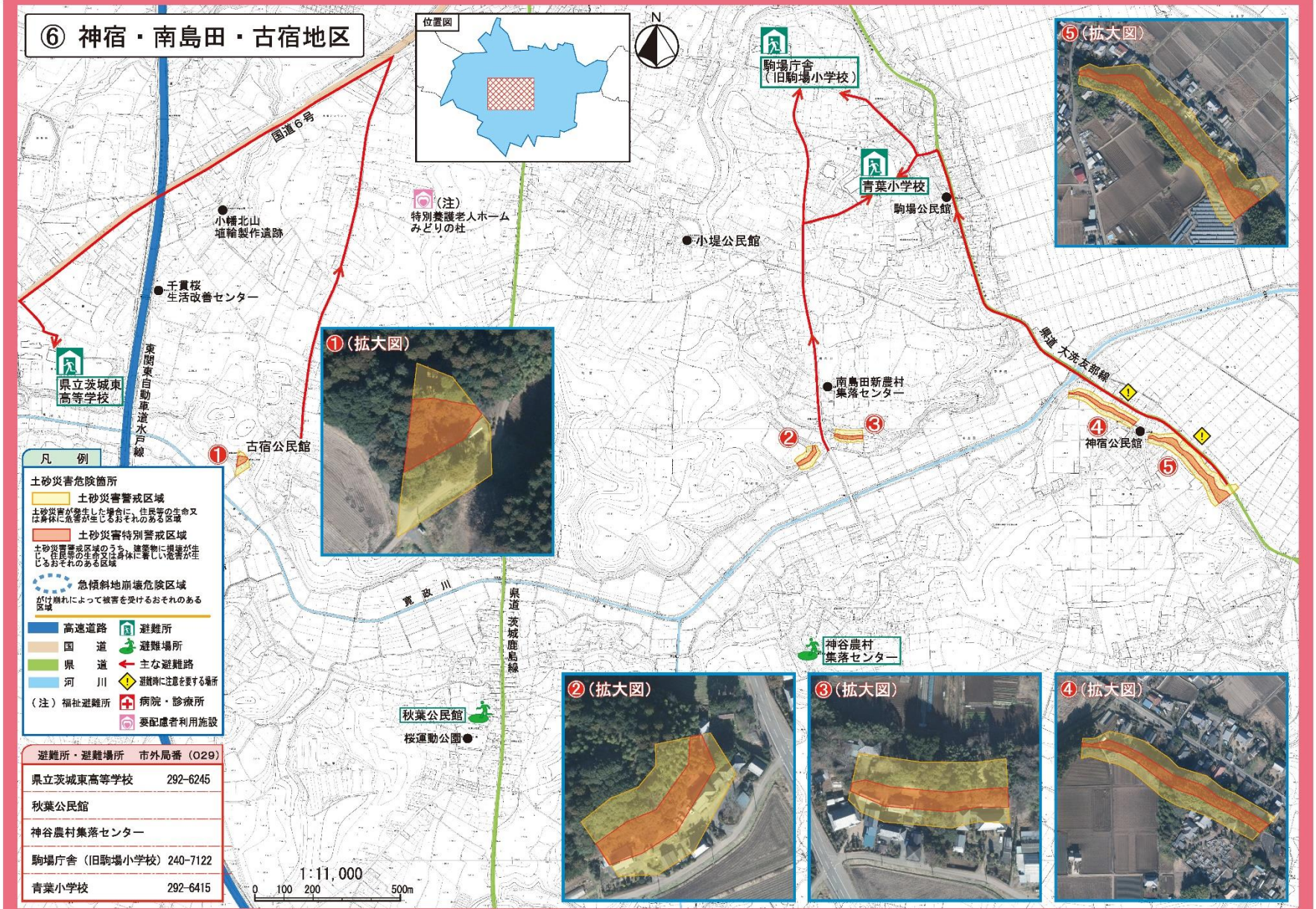

避難所・避難場所	市外局番 (029)
県立茨城東高等学校	292-6245
秋葉公民館	
神谷農村集落センター	
駒場庁舎 (旧駒場小学校)	240-7122
青葉小学校	292-6415

⑦ 船渡・飯塚・東永寺・中石崎地区
位置図
N
旧石崎小学校
中石崎公民館
石崎駐在所
県道 中石崎水戸線
県道 長岡大洗線
旧広浦小学校方面
（注）
指定障害者支援施設
ひぬま荘
（注）
グランドホーム
とんぼ
涸沼自然公園
飯塚新農村
集落センター
茨城石崎郵便局
高山小児科
涸沼医院
グループホーム
ひぬま
谷口内科医院
県道 水戸神栖線
渋川
船渡新農村
集落センター
東永寺公民館
親沢公園
①（拡大図）
②（拡大図）
③（拡大図）
④（拡大図）
⑤（拡大図）
⑥（拡大図）
⑦（拡大図）
⑧（拡大図）
⑨（拡大図）
⑩（拡大図）
⑪（拡大図）
凡　例
土砂災害危険箇所
土砂災害警戒区域
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域
急傾斜地崩壊危険区域
がけ崩れによって被害を受けるおそれのある区域
高速道路
国　道
県　道
河　川
（注）福祉避難所
避難所
避難場所
主な避難路
避難時に注意を要する場所
病院・診療所
要配慮者利用施設
避難所・避難場所
飯塚新農村集落センター
旧石崎小学校
1:11,000
0 100 200 500m

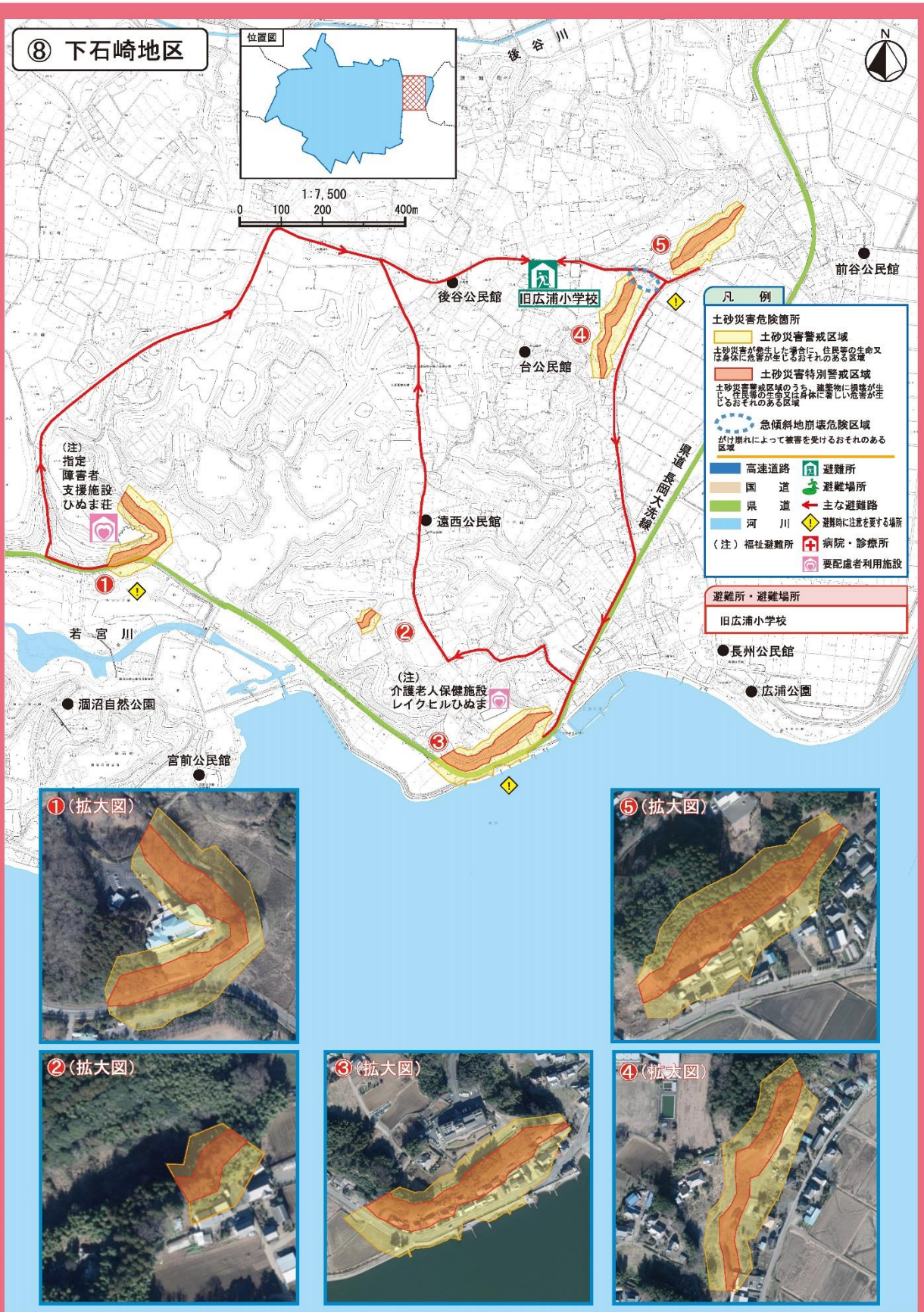
⑧ 下石崎地区
位置図
1:7,500
0 100 200 400m
N
後谷川
前谷公民館
後谷公民館
旧広浦小学校
台公民館
遠西公民館
長州公民館
広浦公園
若宮川
涸沼自然公園
宮前公民館
(注)
指定
障害者
支援施設
ひぬま荘
(注)
介護老人保健施設
レイクヒルひぬま
県道 長田大洗線
凡例
土砂災害危険箇所
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域
急傾斜地崩壊危険区域
高速道路
国道
県道
河川
(注) 福祉避難所
避難所
避難場所
主な避難路
避難時に注意を要する場所
病院・診療所
要配慮者利用施設
避難所・避難場所
旧広浦小学校
①(拡大図)
②(拡大図)
③(拡大図)
④(拡大図)
⑤(拡大図)

【洪水ハザードマップ】

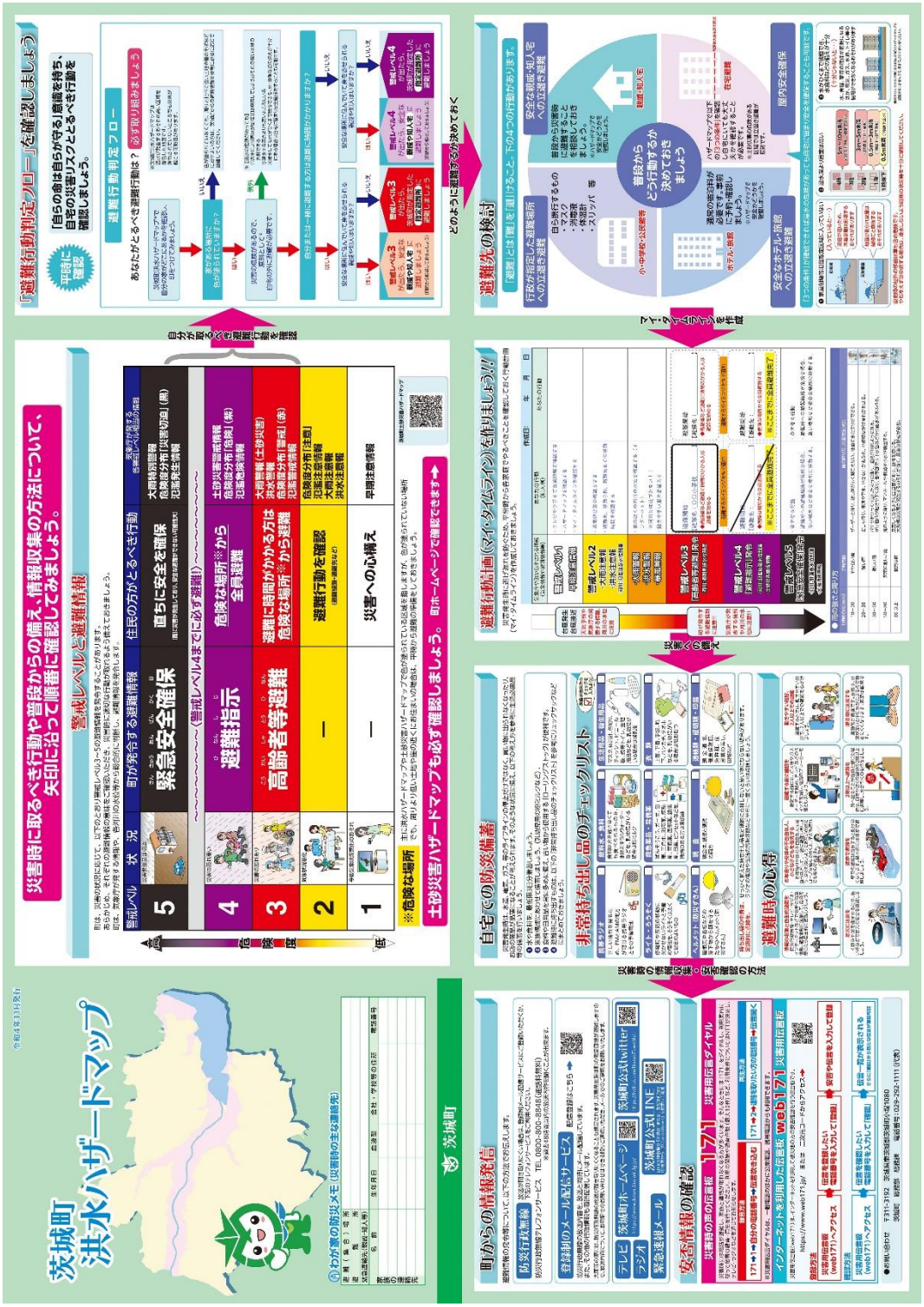
茨城町
洪水ハザードマップ
令和4年11月発行
わが家の防災メモ（災害時の主な連絡先）
茨城町
町からの情報発信
防災行政無線
登録制のメール配信サービス
テレビ
ラジオ
茨城町ホームページ
茨城町公式twitter
緊急速報メール
茨城町公式 LINE
安否情報の確認
災害用伝言ダイヤル 171
災害用伝言板 web171
自宅での防災備蓄
非常持ち出し品のチェックリスト
避難時の心得
災害時に取るべき行動や普段からの備え、情報収集の方法について、矢印に沿って順番に確認してみましょう。
警戒レベル
状況
町が発令する避難情報
住民の方がとるべき行動
緊急安全確保
直ちに安全を確保
避難指示
危険な場所※から全員避難
高齢者等避難
避難に時間がかかる方は危険な場所※から避難
避難行動を確認
災害への心構え
早期注意情報
※危険な場所
土砂災害ハザードマップも必ず確認しましょう。町ホームページで確認できます➡
「避難行動判定フロー」を確認しましょう
避難行動判定フロー
避難先の検討
避難行動動画（マイ・タイムライン）を作りましょう!!
どのように避難するか決めておく
自分が取るべき避難行動を確認
マイ・タイムラインを半日
災害に備える

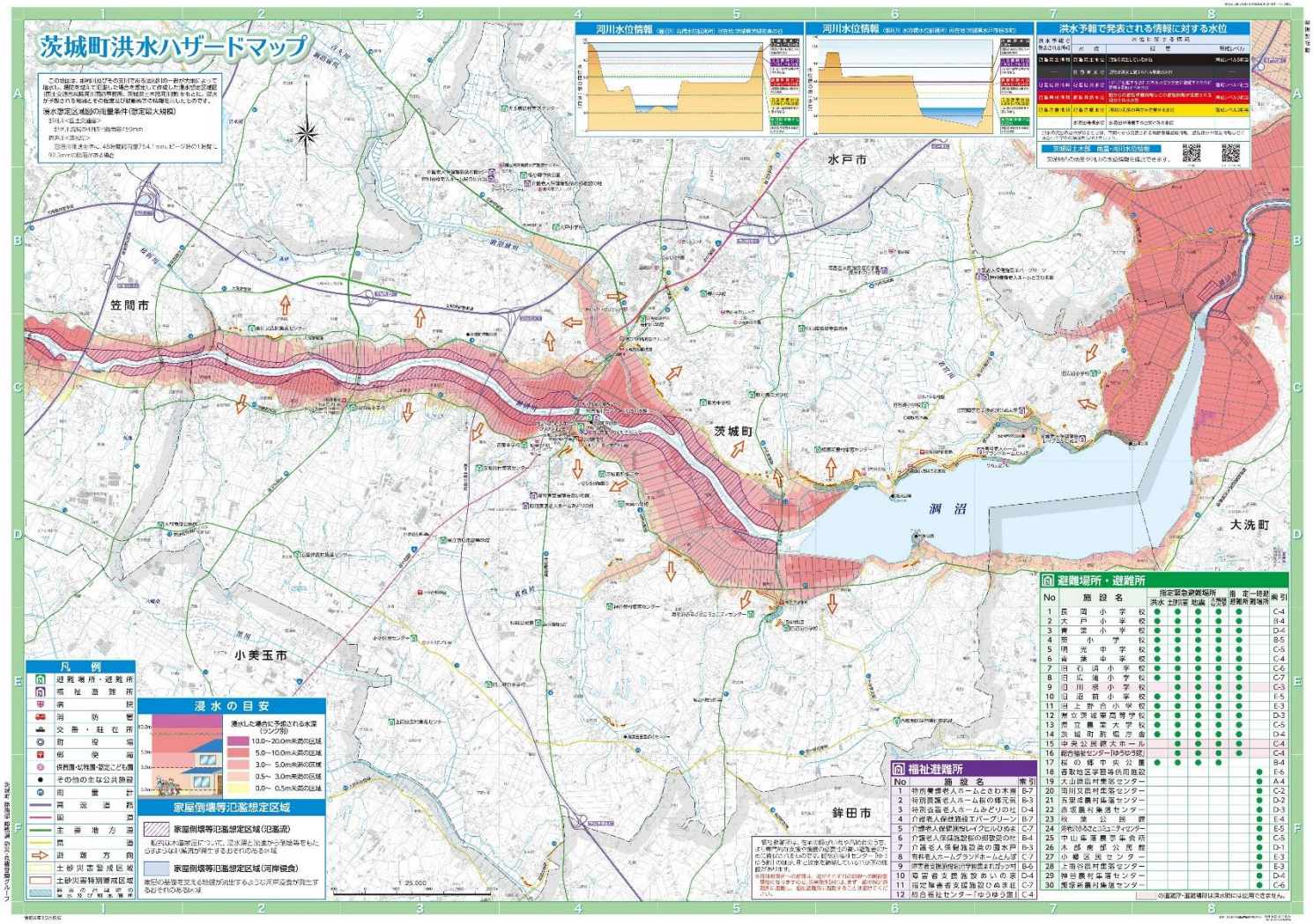

避難場所・避難所

No	施設名	指定緊急避難場所 洪水	土砂災害	地震	高潮	指定一時避難所	難病病	索引
1	長岡小学校	●	●	●	●	●		C-4
2	大戸小学校	●	●	●	●	●		B-4
3	舞芝小学校	●	●	●	●	●		D-4
4	笠原小学校	●	●	●	●	●		B-5
5	明光中学校	●	●	●	●	●		C-5
6	前渡中学校	●	●	●	●	●		C-4
7	田谷小学校	●	●	●	●	●		C-6
8	田広浦小学校	●	●	●	●	●		C-7
9	田川原小学校		●	●	●	●		C-3
10	田沼前小学校	●	●	●	●	●		E-5
11	田上野谷小学校	●	●	●	●	●		E-3
12	茨城県立茨城東高等学校	●	●	●	●	●		D-3
13	県立農業大学校	●	●	●	●	●		C-5
14	茨城町前塩庁舎	●	●	●	●	●		D-4
15	中央公民館大ホール		●	●	●	●		C-4
16	総合福祉センター（ゆうゆう館）		●	●	●	●		C-4
17	桜の郷中央公園	●	●	●	●			B-4
18	香取地区学習等供用施設						●	E-6
19	大山供田村集落センター						●	A-4
20	塩田区民村集落センター						●	C-2
21	五里畑農村集落センター						●	D-2
22	赤坂農村集落センター						●	D-3
23	桜塚公民館						●	E-4
24	宍倉地区コミュニティセンター						●	E-5
25	中山集落農村集会所						●	C-5
26	木部南部公民館						●	D-1
27	小幡区民センター						●	E-3
28	上石合田村集落センター						●	E-3
29	神谷農村集落センター						●	D-4
30	飯塚新農村集落センター						●	C-6

※の避難所・避難場所は洪水時には使用できません。

福祉避難所

No	施設名	索引
1	特別養護老人ホームときわ木園	B-7
2	特別養護老人ホーム桜の郷元気	B-3
3	特別養護老人ホームみどりの丘	D-4
4	介護老人保健施設エバーグリーン	B-7
5	介護老人保健施設ライクヒルひのき	C-7
6	介護老人保健施設桜の郷敬寿の杜	B-4
7	介護老人保健施設共の国水戸	B-3
8	有料老人ホームグランドホームとんぼ	C-7
9	障害者支援施設茨城学園まぼろっぺ	B-6
10	障害者支援施設あいの家	D-4
11	指定難病者支援施設ひぬまむ	C-7
12	総合福祉センター「ゆうゆう館」	C-4

福祉避難所は、年齢や障がい等の理由により、一般の避難所での生活が困難な方で、より専門的な支援や施設の設置などが必要な高齢者などのための避難所となるものです。福祉センター（ゆうゆう館）のほか、特に設置基準は、ないものの、次の施設が対象です。
※指定難病者の避難は、通所サービスの利用中の難病患者（医療的ケアを含む）、及び難病患者は、まず一般の避難所（指定避難所）、福祉避難所に避難することを基本とすることとします。

資料 30　原子力防災対策を重点的に充実する地域の範囲

【日本原子力発電（株）　東海第二発電所からの PAZ・UPZ の範囲】

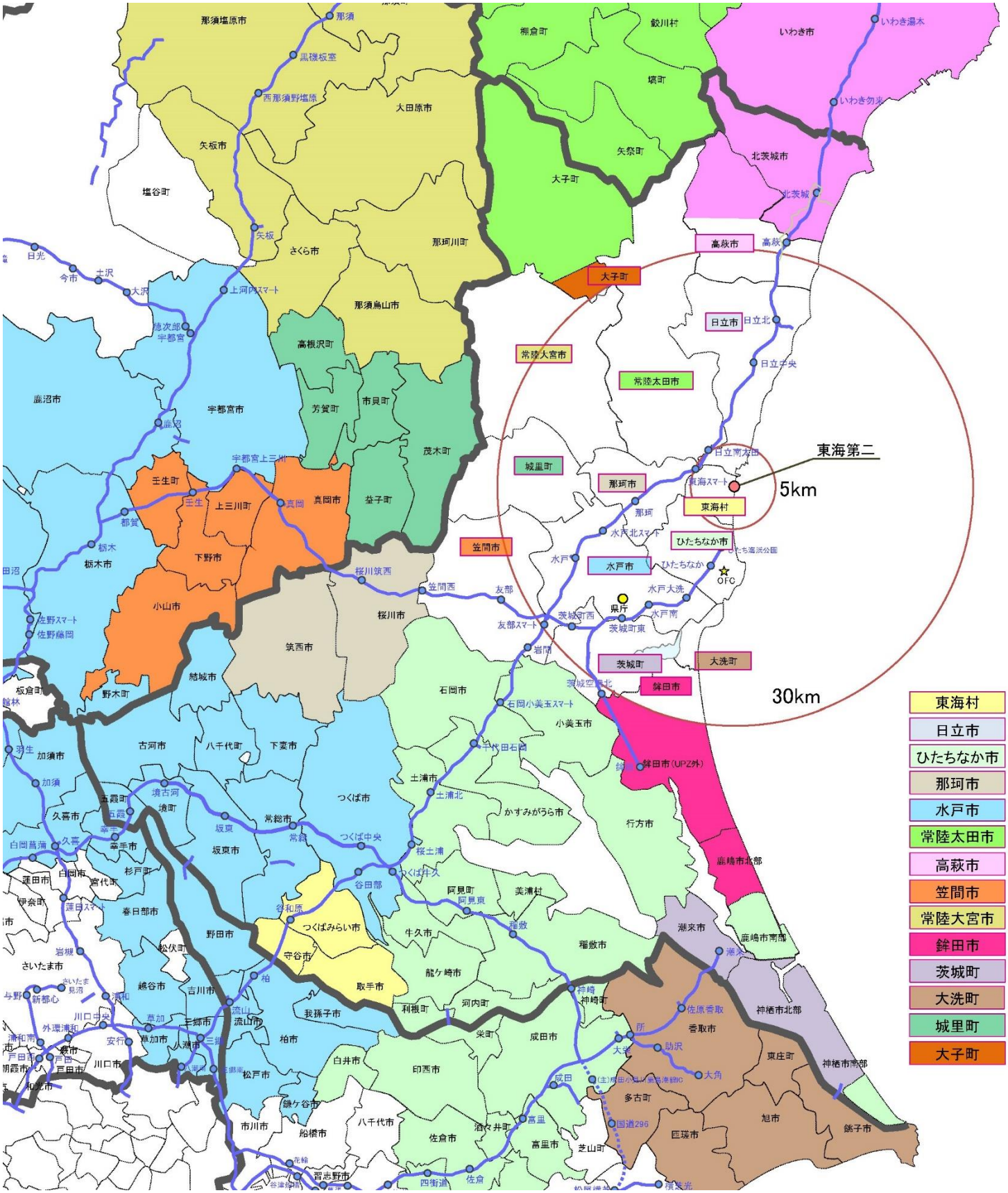

【日本原子力研究開発機構　大洗研究所からの範囲】

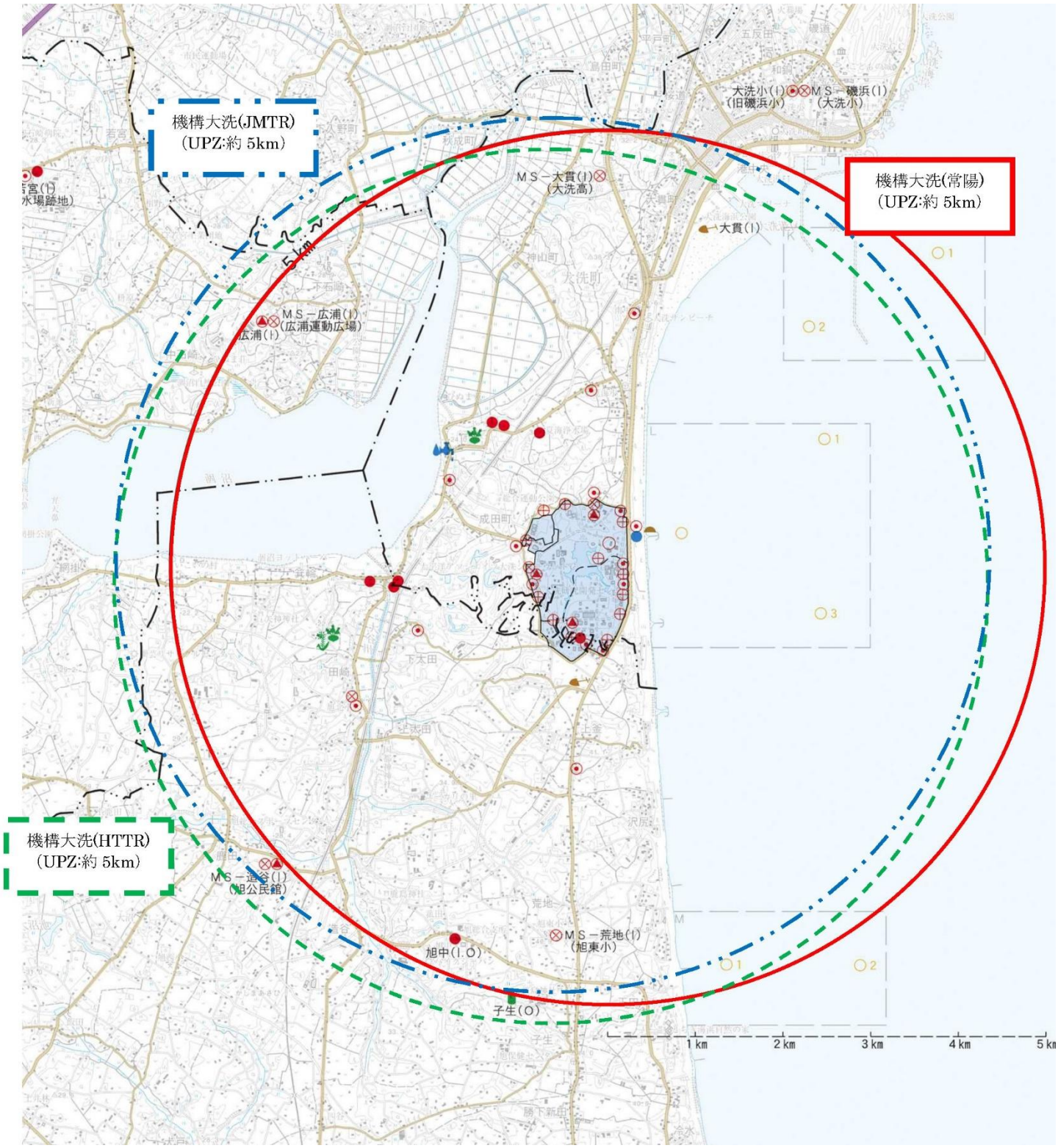

資料 31　県の緊急被ばく医療措置の流れ

緊急被ばく医療体制

本部　　班　　分担業務

保健福祉部

- 医療対策班
  - 1　り災者の医療救護
  - 2　災害医療情報の収集
  - 3　医療ボランティアの受入れ
- 薬務班
  - 1　医薬品・医療品等の調達
- 緊急医療センター
  - 1　緊急被ばく医療救護
  - 2　緊急被ばく医療専門家及び技術要員の派遣の要請及び調整
- 総合調整班
  - 1　部内の事務の取りまとめ及び連絡
  - 2　被災地情報の把握

緊急被ばく医療派遣チーム

オフサイトセンター

救護所（中性子線被ばくの場合は原子力災害拠点病院を含む）及び初期医療機関

初期医療

- 医療救護班
  （医療機関においては、任意に組織したチームによる。）

（医療救護班の編成）

- スクリーニングチーム
  - 1　放射能等汚染検査又は問診による被ばく者のスクリーニング
- 一次診断除染チーム
  - 1　汚染衣服等の管理
  - 2　鼻腔スメアの採取
  - 3　一次除染
- 救護チーム（健康相談チーム）
  - 1　視診・問診によるチェック及び一般傷病の応急手当
  - 2　健康相談（心のケアを含む。）
- 設置運営チーム
  - 1　救護所用資機材の調達
  - 2　救護所の設置・撤去
  - 3　救護所の運営（連絡調整・記録）

水戸医療センター・県立中央病院・筑波大学附属病院

原子力災害拠点病院

- 医療救護班二次診断除染チーム
  - 1　ホールボディカウンタによる測定検査
  - 2　汚染衣服等の管理
  - 3　二次除染及び生物学的試料（血液・尿等）の採取
  - 4　二次診断及び治療

（医療機関においては、任意に組織したチームによる。）

放射線医学総合研究所・福島医大

高度被ばく医療支援センター

- 被ばく医療ネットワーク
  - 1　三次診断及び治療

一般医療機関

救急医療　周辺医療機関、救急医療指定医療機関、救命救急センター及び災害拠点病院
- 1　被ばくのない一般傷病者の治療

緊急被ばく医療措置の流れ（放射性物質被ばく事故）

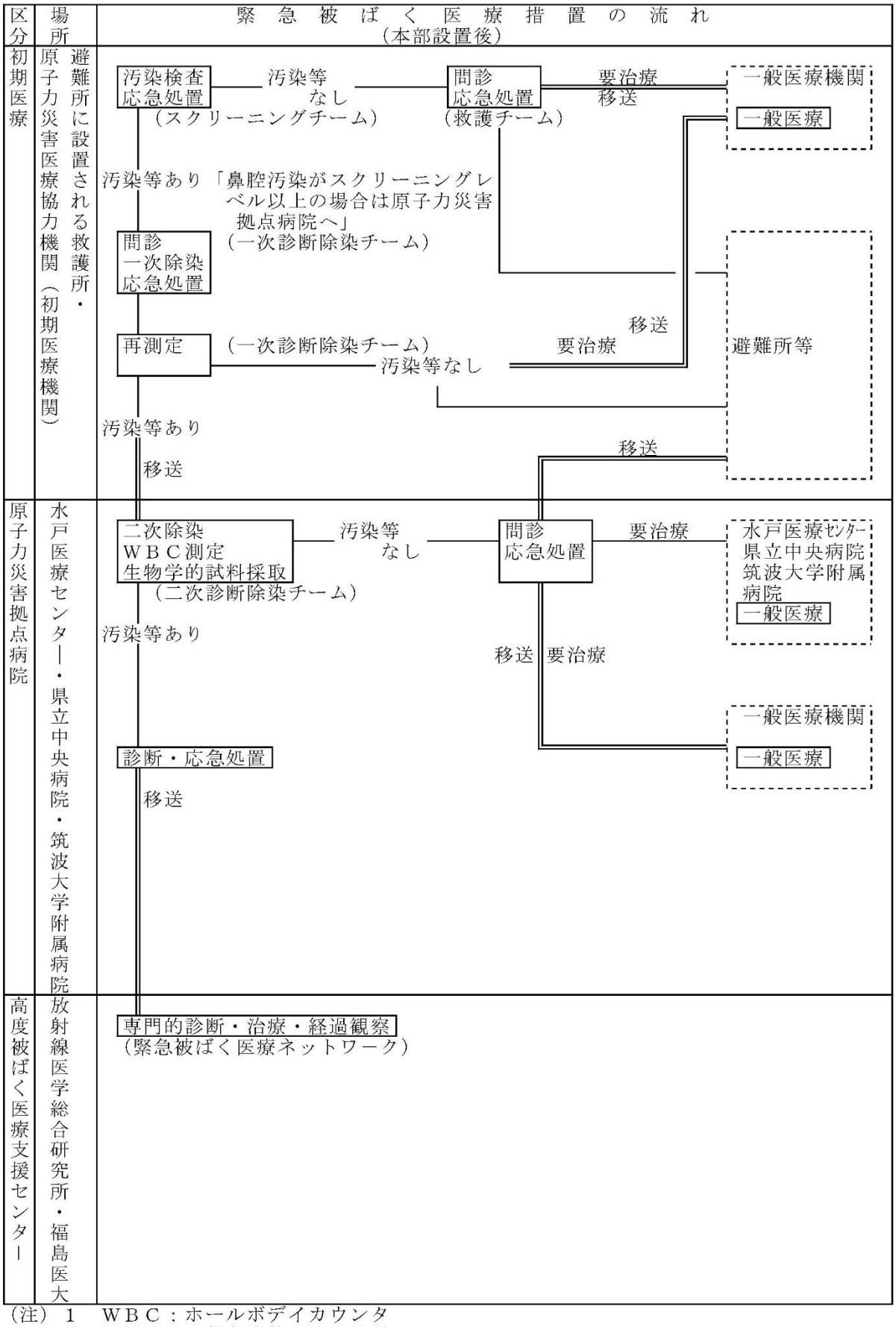

（注）１　ＷＢＣ：ホールボデイカウンタ
　　２　═══：救急車等による移送

原子力災害時（実用発電用原子炉の場合）

1 有傷病者の被ばく医療体制（主に原子力事業所等の職員を想定）

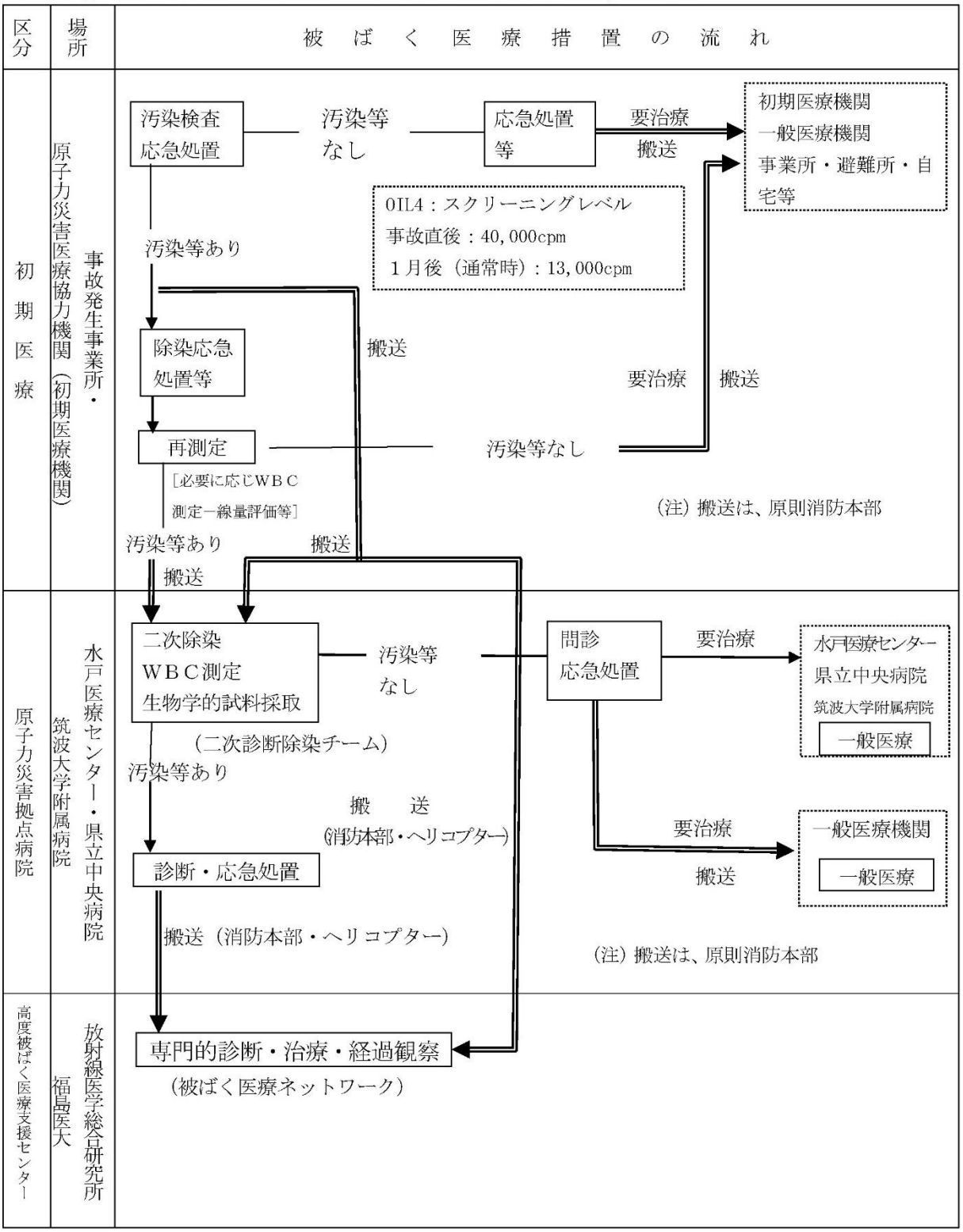

（注）1　WBC：ホールボディカウンタ

2　═══：救急車等による搬送

3　避難の状況により初期医療機関への搬送は、直接原子力災害拠点病院になる場合がある

2 傷病を伴わない緊急被ばく医療体制（UPZ 内避難者等の一般住民を想定）

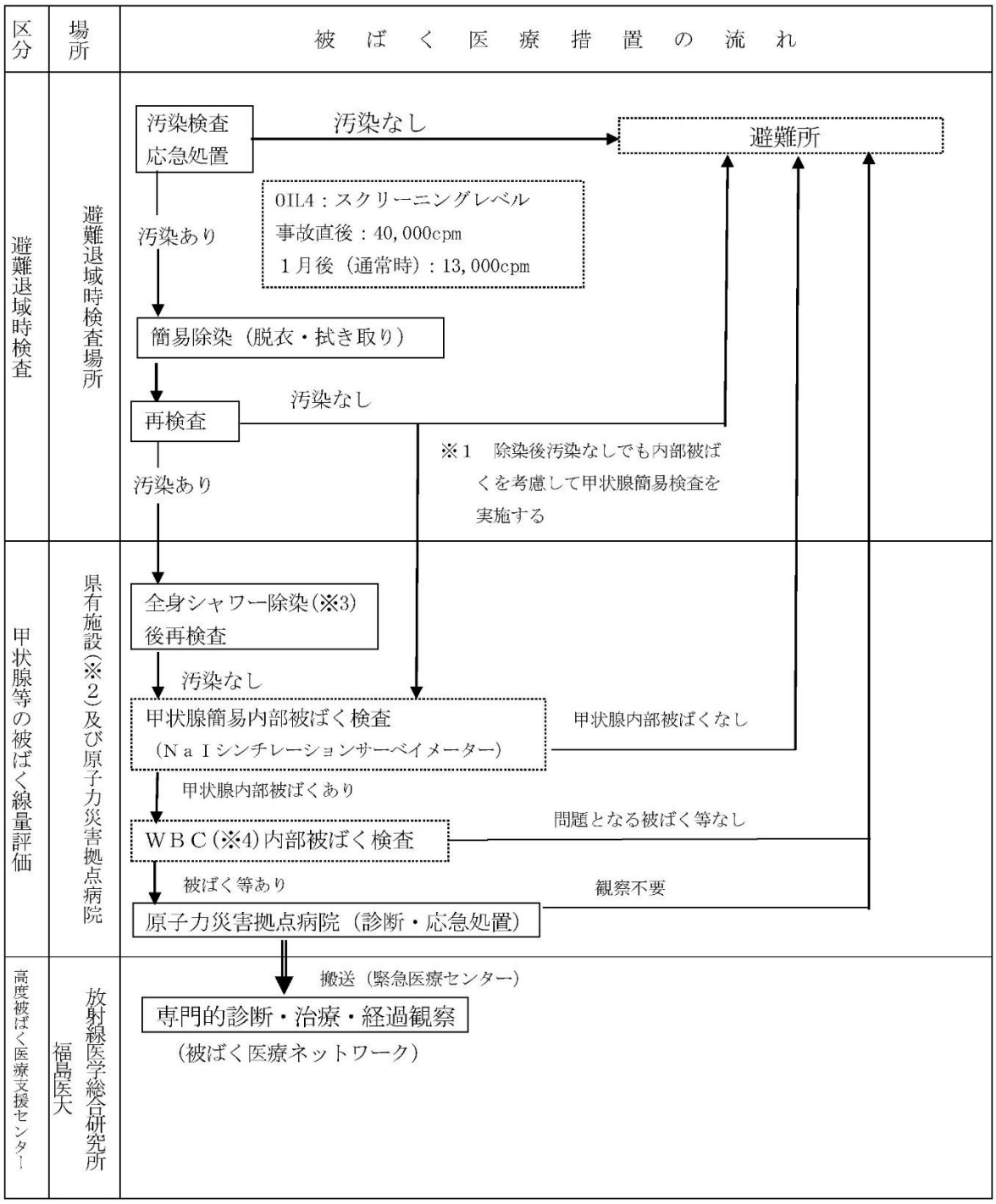

（注）※1 避難を優先する場合、一旦避難した後、数日以内に検査する
※2 空間線量率が十分低い環境を確保できる施設を指定する
※3 保健所所有のシャワーテント及び関係機関の移動型除染車等を活用する
※4 WBC（ホールボディカウンタ）は、原子力災害拠点病院や関係機関の移動型を活用する

緊急被ばく医療措置の流れ（中性子線等の被ばく事故）

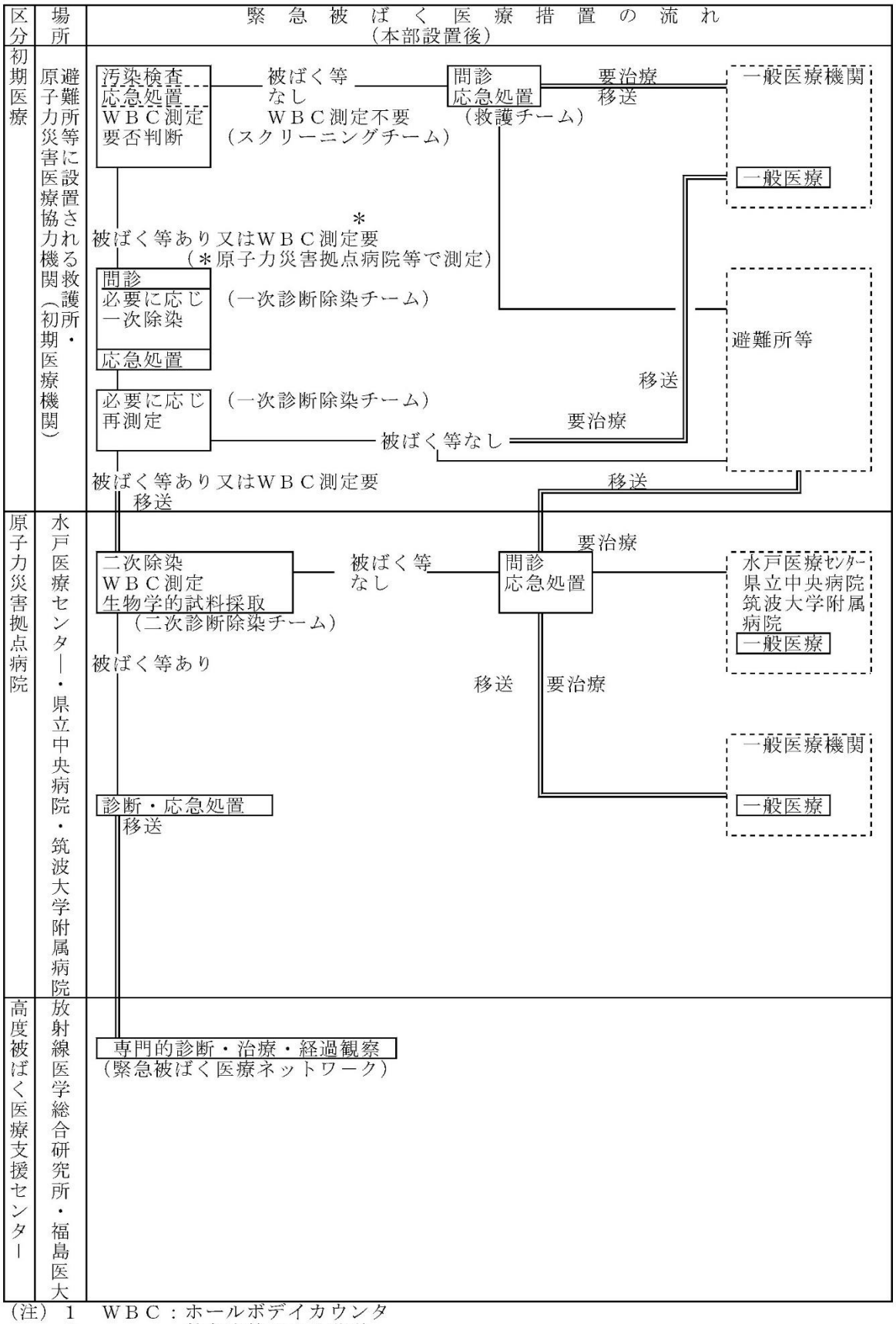

（注）１　ＷＢＣ：ホールボデイカウンタ
　　２　═══：救急車等による移送
　　３　初期医療機関における対応は記載を省略